

平成24年第3回京丹波町議会定例会（第2号）

平成24年 9月20日（木）

開会 午前 9時00分

1 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 諸般の報告

第 3 一般質問

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（16名）

1 番 小 田 耕 治 君

2 番 篠 塚 信 太 郎 君

3 番 村 山 良 夫 君

4 番 梅 原 好 範 君

5 番 横 山 勲 君

6 番 山 田 均 君

7 番 東 まさ子 君

8 番 岩 田 恵 一 君

9 番 松 村 篤 郎 君

10 番 坂 本 美 智 代 君

11 番 西 山 和 樹 君

12 番 原 田 寿 賀 美 君

13 番 北 尾 潤 君

14 番 森 田 幸 子 君

15 番 山 内 武 夫 君

16 番 野 口 久 之 君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（20名）

町長	寺尾豊爾君
副町長	畠中源一君
教育長	朝子照夫君
会計管理者	谷口誠君
参事	岩崎弘一君
参事	野間広和君
瑞穂支所長	中尾達也君
和知支所長	榎川諭君
総務課長	伴田邦雄君
監理課長	山田洋之君
企画政策課長	山森英二君
税務課長	堂本光浩君
住民課長	下伊豆かおり君
保健福祉課長	岡本佐登美君
子育て支援課長	山田由美子君
医療政策課長	藤田正則君
産業振興課長	久木寿一君
土木建築課長	十倉隆英君
水道課長	木南哲也君
教育次長	藤田真君

6 出席事務局職員（3名）

議会事務局長	長澤誠
書記	上林潤子
書記	上西貴幸

開会 午前 9時00分

○議長（野口久之君） 皆さん、おはようございます。

本日はご参集いただき、大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、平成24年第3回京丹波町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（野口久之君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、13番議員・北尾 潤君、14番議員・森田幸子君を指名いたします。

《日程第2、諸般の報告》

○議長（野口久之君） 日程第2、諸般の報告を行います。

会期中、本日までに各常任委員会、特別委員会が開催され、提出議案の審査、また所管事務の調査・協議が行われました。

本町新規採用職員研修のため、本定例会における一般質問を傍聴したい旨、届け出がありましたので、許可いたしました。

本日の本会議に、京丹波町ケーブルテレビの撮影・収録を許可いたしましたので報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

《日程第3、一般質問》

○議長（野口久之君） 日程第3、一般質問を行います。

一般質問は通告に従い、順次発言を許可いたします。

最初に、村山良夫君の発言を許可します。

村山君。

○3番（村山良夫君） 改めましておはようございます。

今、議長の発言の許可を得ましたので、かねて提出しております一般質問通告書に基づきまして、私の一般質問を行いたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

昨今の集中豪雨と異常気象で想定外の災害があちこちで起きています。京都府でも宇治方

面で今までなかったような水害が起きております。このように自然界では、予想のできないことが起きていますし、また一方、私たち人間の世界でも想定外の行動で殺人を犯してみたり、また、いじめが起きてみたり今まで予測もしなかったような事件が起きております。

まず最初に、このような時代に町民の安心と安全を守るために、やはり、危機管理能力を高めることが必要であるこのように思うわけです。特に、行政関係者の方々が諸般の出来事に敏感に対応する感受性を高めることだと、このように思いますが、まず、町長にこのことにつきまして、見解をお聞きしたいと思えます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 皆さん、おはようございます。それでは、お答えしていきたいと思えます。

危機管理に当たりましては、法律、あるいは条例に基づいて、迅速に行動することはもちろんですが、今おっしゃったことで、感受性を高めるということは、大変大事なことだというふうを考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 村山君。

○3番（村山良夫君） 今、町長さんから、私と同じような思いであるということをお聞きいたしました。その中で、危機管理について、二、三、具体的な例を挙げましてお聞きしたいと思えます。

日常業務で生じておることとしまして、入札結果の一例を挙げて質問いたします。

最低価格の制限がある入札業務ですが、私が調べた範囲内では、ここ2年間ほどで最低価格と落札価格の比率が同額100%から多くても101%までだったと思うんですが、このように理解してよろしいですか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） ちょっとそれでは、担当課から答弁させます。

○議長（野口久之君） 山田監理課長。

○監理課長（山田洋之君） ただいま、村山議員おっしゃいました比率については、計算をしたことはないんですけども、ほぼそのような数字ではないかと思えます。

○議長（野口久之君） 村山君。

○3番（村山良夫君） その中で、この比率が予想外の比率になった工事が直近にあったように思えますが、その工事名はわかりますか。

○議長（野口久之君） 山田監理課長。

○監理課長（山田洋之君） 直近といたしますか、平成24年度の高止まりとなった工事につきましては、例えば、山開センターの防水工事ですとか、あとは和知地区での町道の修繕工事等が90%を超えた高止まりとなっているところでございます。

○議長（野口久之君） 村山君。

○3番（村山良夫君） 落札額の比率でなしに、落札額と最低制限価格の比率を言っているんですけども、お調べでないようですので、申し上げます。

この前、臨時議会の議案でありました瑞穂給食センター工事でございます。これは、予定価格が2億4,500万円。それから、落札価格が2億3,100万円。それから、最低制限価格というのが2億707万500円。この比率は111.56%です。今、おっしゃったように、100%から101%が限度の中で、こういう数字になりました。

それで、ちょっと調べておられないので、質問しようかと思ったんですけども、私のほうから申し上げておきますけれども、同日に行われました蒲生野中学校配膳設備工事は100.11%です。この二つ、同じ時期に関連の工事として、若干、仕事の内容は違うんですが、111.56%と100.11%というのは、非常に異常だと思うんですけども、異常だとは感じられませんか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今の算出された数字については、把握していないんですが、確かに給食センター新築工事については、落札率が94.02%、あるいは、蒲生野中学校配膳施設及び校舎棟改修工事につきましては83.74%でありました。そうしたことで、給食センター新築工事の落札率が平均値より高い率となっておりますが、本年度に入りまして、高止まりの建設工事もほかにも数件発生していることから、感受性を研ぎ澄ましたとしても異常とも考えていないところであります。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 村山君。

○3番（村山良夫君） 異常と感じられないということですけども、落札額でなしにほとんどが最低制限価格に100%に近いところで起きているのに111.56%、11%以上出ているわけですね。これを異常と感じられないというあたりに私は非常に疑問を覚えますし、これが危機管理の始まりでないかと思うんです。

本当は、入札ですので、結果が法定規定やら条例に違反していなかったら、これによろしいんですけども、ただ、100%、100.11%と111.56%の結果が出たときに、やはり、異常を感じていただいて、幸い、両方の工事には、工事を入札の条件に内訳書、積

算書をつけているわけですから、両方を十分精査していただいて、その結果、異常を感じなかったという報告でしたら、納得ができるんですが、それもしておられないということですか。

○議長（野口久之君） 山田監理課長。

○監理課長（山田洋之君） 先ほどからおっしゃっておられますように、最低制限価格と落札率との比率と申しますか、それは、年間通じて求めているんですけども、標準的な価格をお示ししております予定価格から、最低、品質を落とさずにできるであろうそういう最低制限価格を設けておりますので、その価格内であれば、もちろん有効ですし、その中での競争がされてれば、問題はないというふうに私は考えてお願いします。

○議長（野口久之君） 村山君。

○3番（村山良夫君） 初めに申し上げましたように、条例に違反していない。または、入札の範囲内だからこれでいいというのでは、本当の意味の危機管理ができていないわけですね。今までから、例えば水害一つにしても、今までからこの高さの堤防で水はあふれ出ないと思っていたけれども、予定外の豪雨で、水があふれ出ると、これが起きるわけですから、今、おっしゃっていることは非常に理解しがたいです。

特に、今回の場合、今、2億3,100万円で落札しておられます。この、今、私が申し上げます最低制限価格と落札価格の比率で111.56%ということで、平均値が100%ちょっととしたら、11%ほど高いわけです。その2億3,100万円に11%をかけますと2,500万円。2,500万円の町税が、町の大事な資金が、町民の。これは、多いとか少ないとかいう問題でなしに、それだけの分が例えば100.56%、11%少なくて落札がされておれば、2,500万円の資金が浮いてくるわけですから、そのことについて、吟味をしておられる。おかしいなと同時にやっている入札があるわけですからね。思われるのが当たり前だと思いますし、それが、決まったことだということで、感じられないという姿勢は、私は納得できません。こんなことでやっておられたら、後々質問をしたいと思っています財政の管理にしてもいろいろとことが起きてからやるというようなことになったのではだめだと思いますので、もう一度課長にお聞きします。

○議長（野口久之君） 山田監理課長。

○監理課長（山田洋之君） ちょっと、話ずれるかもしれませんが、平成23年度で最低制限価格と一致した入札につきましては、全体の件数で言いますと23.6%でした。これは、平成22年度に比べて、2.6ポイント下がった数字にはなっておるんですけども、そういう数字は押さえておりますが、先ほどからもお話が出ていますけれども、予定価格に

より近い、いわゆる高止まりであったら、それだけの税金等がたくさん使われたのではないかということも確かにあるかもしれませんが、逆に最低制限価格に近い価格で落札すると、下請等の影響なんかも懸念されるという逆の心配もありますので、それは結果でしかないのかなというふうに、私は、何回も言いますが、思います。

○議長（野口久之君） 村山君。

○3番（村山良夫君） 今話を聞きますと、そうすると、蒲生野中学校の配膳設備工事には、下請にしわ寄せがいつているということですか。

○議長（野口久之君） 山田監理課長。

○監理課長（山田洋之君） しわ寄せがいつているではなしにそういうことが心配されるということで申し上げただけでございますし、確かに給食センター、額も大きいですし、それだけの専門業者の方もたくさん入ってこられると思いますので、落札率はそれぞれ違いますけれども、先ほども申し上げましたように、適正に競争がされた結果であるというふうに思います。

○議長（野口久之君） 村山君。

○3番（村山良夫君） 幾ら押し問答していても、感覚が違いますので、これ以上言っても仕方がないと思います。ただ、考えてほしいのは、やはり、通常どおりやっている、入札も規定どおりやっている。だから正しいんだという感覚は捨てていただかないと、これからの危機には対応できない。このように思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

行政のいろんな設備があるわけですがけれども、その設備が古くなっていたり、いろんなことで、町民の安心安全を阻害するようなことがないかということで、次の項目を上げて質問したいと思います。

当町でも、上水道の破裂、水漏れが出たり、また、大阪とかほかの都府県では下水道が陥没をして、事故が起きたりということが起きていますけれども、当町では、上下水のそういう大きい漏水とか事故につながるような道路の陥没とかということは起きないように管理がされているか、その懸念のあるものはちゃんと把握をされているかどうかお聞きをしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 把握ができていないかどうかについては、明確には現状お答えできないのですが、上水道管では、経年による破損や漏水があることは、まず、事実でございます。ただし、道路の陥没などの発生はございません。断水が生じることはあります。断水時には、

ポリタンクによる給水、あるいは広報を行うと同時に、早期復旧に努めているのが現状であります。

下水道管についても一緒なんですけど、道路の陥没などの発生は現在はありません。マンホール周辺、あるいは、管路上で経年による沈下が生じております。道路面の段差が大きいところなど、発見次第修繕をしているところであります。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 村山君。

○3番（村山良夫君） そういう事象が生じてから対応するというのも一理ではあるんですけども、やはり、新公会計制度では、そういう行政施設の台帳を作るようになっておりますので、そういう台帳を作って、やはり、施工してから30年から40年とか50年とかたっているような下水道とか上水は、計画的に事故が起きるまでに入れかえる、毎年かえるというような形をしておかないと、事故が起きてからというところだと30センチほど下水が陥没した程度でしたら、それほど問題ありませんけれども、車が飛び込んで事故が起きるということもあり得るわけですから、前もってそういう体制をつくられるように、もしもできていなかったら、ぜひお願いをしておきます。

次に、学校の教育施設についてお聞きしたいんですが、教育施設でも統合した後の学校の建物で危険なものがあります。今回、和知の小学校については、そういうことから撤去されるというように聞いているわけですけども、私は、一番心配しているのは、瑞穂中学校の隣接する旧須知高校分校の建物です。

せっかく瑞穂中学校は、耐震補強工事をしたり、体育館を新設したりしていますけれども、日常生徒が通っている横に、多分、あの幅は二、三十メートルないと思うんですが、ああいふ建物があるということについては、危険だということに感じられないかどうかということをお聞きします。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 先ほどのご質問の瑞穂中学校の横にあります旧須知高等学校の瑞穂分校の建物につきましては、現在、倉庫として利用しております。関係者以外の出入りを禁止しております。今のところ、個人的な事故等はございませんが、老朽化も進んでおります。今後、解体整理も視野に入れまして、十分検討し、また、今後の活用に向けて取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 村山君。

○3番（村山良夫君） 分校の建物は何年たっていて、木造の建物として、償却年度が済んでいるというんですか、耐用年数が済んでいるように思うんですが、まだ済んでいないんですか。まだ倉庫としても十分使える状況にあるんですか。

○議長（野口久之君） 藤田教育次長。

○教育次長（藤田 真君） 旧の須知高校の瑞穂分校の後の建物でございますけれども、昭和27年に建築をされておまして、今年で60年経過をいたしております。木造でございますので、一般的には住宅でしたら、30年ということがございますけれども、校舎でございますので、ちょっと耐用年数については、今、手元にはございませんけれども、現状としては、倉庫として活用できるというふうに思っております。

○議長（野口久之君） 村山君。

○3番（村山良夫君） その耐用年数につきましては、新公会計制度の指針に出ておりますので、参考にしておいてください。ちょっとうす覚えですけど、40年だったと、このように思います。間違っているかもしれません。確実にそれは載っております。

それでは、続きまして、道路とか橋梁、堤防等で工事を施行してからかなり年数のたっているところがあると思うんですが、先ほどから申し上げます昨今の集中豪雨で被害が出て、そのことが町民の安心安全な生活を阻害する危険箇所というのは、把握されていますか。

また、そういうことが起きたとき、どう対応するかという体制もできておりますか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 全般についてですが、その中で、道路構築物の中で、特に重要な橋梁につきまして、町内全ての点検を終えております。通行止めが必要となるような危険な橋梁はありませんでした。今後、老朽化が進む橋梁について、橋梁長寿命化修繕計画に基づきまして、橋梁の延命を図るため、順次修繕工事を進めることとしております。

また、ほかの道路構築物につきましては、全ての危険箇所を把握することはできておりませんが、地元区から危険箇所の報告を受けましたら、直ちに現場確認を行いまして、職員及び緊急業者による対応をいっているのが現状であります。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 村山君。

○3番（村山良夫君） かなり具体的に対応ができていますようでありますので、安心いたしました。ひとつそういう町長がおっしゃったようなことを学校の施設、それから上下水ともに、そういう形で運用していただけたら、いいのではないかなと思います。

もう一つ町の財産で気になりますのが、その他の建物とか構築物で、倉庫に使っていると

おっしゃったらそうかもわかりませんが、もう長いこと利用されずに放置されているような建物があるような気がするんですけども、そういうのは把握されていますか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 老朽化等で危険な町有施設につきましては、必要に応じて解体撤去を行っているところであります。地震などで、万一崩壊して、近隣の民家等に影響を及ぼす恐れがあると、現在考えているのが、ビジョندانマーク、あるいは、旧明俊小学校、あるいは、今出ました旧須高桧山分校等を考えているところであります。これらの施設の解体撤去につきましては、今後、跡地の利用を含めまして考えるということと同時に、財源確保を含め、検討しているところでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○3番（村山良夫君） ありがとうございます。今の中に一つ加えておいてほしいのが、浅田農産の鶏舎もかなり危ない状態になっていますので、加えて計画の中に入れておいてほしいとこのように思います。

それでは、続きまして、先ほどちょっと申し上げていました財政状況の危機について、私なりに考えていることをお聞きをしたいとこのように思います。

平成22年度の決算で申しわけないんですが、22年度の決算は特にだったんですけども、平成20年度、21年度、22年度というのは、景気対策、特に学校の耐震対策等の特別交付金がありまして、平成20年度末から22年度末の歳入の比率を計算しますと33.9%増加しているですね。このことは、町長の施政方針・報告でもありましたように、公債費率を大幅に改善がされていまして、非常に喜ばしいことです。ただ、こういう状態が長く続かない。既に、この平成23年度の決算では18億円ぐらいですか、歳入歳出規模が縮小しているような状態で、今後もますます縮小していくのではないかと思います。

特に、東日本大震災の復興資金とか、東電の損害賠償資金とか、そういうようなことを考えますと、国の財政状況というのは、逼迫するのが必至です。国の財政が逼迫しますと、当然のことながら地方交付税が縮小されることも必至でございまして、特に、当町のように地方交付税に頼る自主財源の少ない市町村にとってみては、これから数年の間に財政上の危機が来るということを覚悟しなければならない時代でないかと思うんです。そのような中で、当町には、まだ金の要る二つの大きな、そしてまた、金が要ってもやらなければならない二つの大きな事業があります。それは、言うまでもなく京都縦貫のパーキングエリアを中心にした地域活性化事業でありますし、もう間もなく完成する畑川ダム周辺工事であろうかと、

このように思います。

これら二つの工事というのは、やはり、今後、100年先のことを考えたら、どんなことがあってもやり遂げなければならないことだと、このように思いますが、町長は、そういう財政状況の中でもやり遂げなければならないというようなことで、どのようにお考えなのかをお聞きしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） この議会でいつもこの財政運営について、議論しているわけですが、私はあくまで柔軟性を持って、財政運営をしていきたいということであります。地方交付税が減額されたら、やはりいかように必要なものであっても、耐え忍ばねばならないと思っております。原則、福祉に関することについては、きちっと守っていききたいと、そんな財政運営を今後ともしていくという決意であります。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 村山君。

○3番（村山良夫君） ということは、今、申し上げました二つの京丹波町の将来に影響する京都縦貫を中心にした地域活性化事業と畑川ダムの事業よりも、社会福祉とか、当面の町民の生活にかかわるほうを優先してやっていくという町長の方針ですか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 済みません。詳しく説明できておりません。

縦貫等にかかわっての振興施設については、財源等についても、見通しを立てて答弁漏れになりました。

畑川ダムについては、よく町長室での協議をしておるんですが、私が責任を持って地元時間をかけて整備をさせてくれということを言うので、事務方としては十分地元の意見を聞いてあげてもらったらよいというような話をしております。

先ほどの浅田農産跡地についても一緒です。順位をつけてしっかりと最低限投資すべきことはするという決意であります。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○3番（村山良夫君） それで安心しました。

続きまして、この財政を少しでも潤沢にするためにということで、一例を挙げて質問したいと思っております。

平成17年度に里道とか水路が国の所有から地方自治体に払い下げられました。他の自治

体では、この水路とか里道を売却して、その売却代金のほかに、売却後固定資産税の税収が伸びたりして、億単位での自主財源の確保に生かしておられるところがあるというように報道で聞きました。

当町も平成20年度に制定した行政改革実施計画によりますと、財政確保のために町財産を有効に使う。それも、もうほぼできているというようになっているんですが、この平成17年に払い下げられました里道・水路の売却とか、これを積極的に財政確保のために動かれたというような実績はあるのかどうかということをお聞きしたいのと、もう一つ、もしもあれば、正規の手続をして、その物件を代金を払って買われた方、その方は、買われた翌年から多分固定資産税が幾らか払っておられるわけですが、ところが、古い里道とか水路というのは、なかなか区分がつきませんので、町民の方でこれを不正といったらおかしいんですけど、気がつかずに不正に流用しているという、占有しているということを知らされていない。知っておられない。善意の過失というんですか、そういう方もあると思うんです。ちゃんとお金を払って、固定資産税も払ってしておられる町民と善意の過失といえ、知らないでそのまま使っておられる人とがあらしたら、これには不公平感を感じられないかどうかお聞きします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） まず、今おっしゃった中で、不公平感のないように完璧に行政事務を進めなければと思っております。お答えしておきます。

国から譲与を受けました里道・水路等につきましては、法定外公共物として、機能を有するものについては、譲与を受けたものであり、京丹波町法定外公共用物の管理に関する条例に基づきまして維持しているものであります。

譲与後におきましては、その機能を喪失し、かつ将来においてもその機能の復旧の必要がないと認められるものは、隣接者の申請により用途廃止を行い普通財産として売却が可能となったことから、売り払いにより一般財源として活用を行っております。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○3番（村山良夫君） 細かいことですので、担当課長さんから答えていただいたら結構ですけども、平成17年以後、譲渡された里道・水路が財源として確保された事例というのは、あるのかどうかということと、もう一つ今の回答で気になりましたのは、町民の方は公図とかそういうのがありませんので、本来、これは自分ところの宅地だと思っておられたところが水路であったり、里道であったりというようなことは、現実あるわけですが。

だから、やはり町のほうからお宅の土地のうちこの部分については本来国の所有であってそれが現在、地方自治体である京丹波町に譲渡された京丹波町の財産ですから、ぜひ買い戻してくださいというように働きかけないと、気のついておられない、先ほど申し上げましたように、善意の過失が起きている懸念がありますので、その点もどうされるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（野口久之君） 伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） ただいまの法定外公共物の用途廃止をした後の処分でございますが、一応データを持っておるんですが、全てのそれのみを抽出したものが早速ございませんで、申しわけございませんが、平成23年度で申し上げますと、法定外公共物の処分といたしましては866万7,400円の処分ということになっております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 村山君。

○3番（村山良夫君） それは全部里道とか水路の払い下げですか。

○議長（野口久之君） 伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） そのとおりでございます。

○議長（野口久之君） 村山君。

○3番（村山良夫君） 先ほど申し上げましたように、町民の方が全てそういう実情を知っておられないケースもありますので、積極的に実情を説明して買い取ってもらうのは買い取ってもらうようにして、少しでも自主財源をつくるというように努めてほしいと、このように思います。その点、よろしく願いしまして次のことに移ります。

情報開示というんですか、公開がまずいためにいろんな危機が迫っているということについて、お聞きをしたいと思います。

皆さんもご承知のとおり、東電の原発事故、大津市のいじめ事件等、これは誰が見てももっと積極的に情報開示をしておけば、住民が行政不信を持たなくて済んだのではないかなと、このように思う次第です。

当町も情報公開度というのは、京都新聞に載っていた記事によりますとかなり低い状況です。ただ、この調査が私は全てではないとは思っています。思っていますけれども、当町は昨年度も低くて、今年度は最低の32点ということになっています。ただ、最高点が85点というのは、二つの自治体があります。この辺を考えますと、これが全て情報公開ができて指針というんですか、尺度だとは思いませんけれども、この85点と32点の差というのは、私は反省をする材料でないかと思えますし、こんなことを続けておれば、町政に対す

る町民の不信感が大津市みたいなことが起きる可能性があると思うんですが、そういう危機感はお持ちではありませんか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今のことについては、本当に町民の皆さんに申しわけなく思っておりますし、危機管理意識に影響している部分だという認識でおります。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○3番（村山良夫君） ぜひ、よろしくお願いします。

それから、教育長にお聞きしたいんですが、7月30日の朝刊の新聞記事によりますと、いじめについての関連するアンケートの回答が出ています。こういう言い方をするとまことに失礼なのですが、京丹波町の回答というのは、何か一辺倒というんですか、しゃくし定規な回答になっていて、特に感心しましたのは、宇治田原町の回答だとこのように思います。

この二つを比べますと、いじめに対する取り組み姿勢が大分違うのと違うかなという不信感を抱いたんですけれども、これは私だけでなしに、町民の幾らかの方がおられると思うんですが、その点、教育長の見解をお聞きします。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 京都新聞のアンケートについてであります。いじめはどこの学校でも、あるいは、どの子にも起こり得るという問題であることを共通認識を深めまして、いじめを許さない学校づくりを進めております。今後もいじめは人間として絶対に許されないとの意識を学校教育全体に通じて、徹底してまいりたいと考えております。

先ほど、京都新聞のアンケートがございましたけれども、それぞれ各市町の教育委員会ともいろいろと交流しておりますけれども、ほとんど今言われました町とも、本町はほとんど変わらない、しっかりやっているというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 村山君。

○3番（村山良夫君） それでしたら結構ですけど、この新聞の記述のところこう書いてあるんですね。「京丹波町は定期的なアンケートや面談などで早期発見を」とこう書いてあるんですけど、宇治田原町は、先ほど教育長がおっしゃったとおり、「いじめはどのような状態でも発生するということを前提に対策を立てることが大事だ」とこう書いてある。今、教育長が言うておられたようにしていただいておりますのでしたら、あえて申し上げる必要もありませんので、ひとつその点よろしくお願いします。

それから、通告をしていませんが、平成24年9月12日、ついこの前ですけれども、京都新聞の記事にいじめの把握状況の記事が出ておりました。教育長、これは読まれましたか。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 今、非常に大きな関心事でありますので、目を通しておるといふふうに思います。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 村山君。

○3番（村山良夫君） この記事を読み、把握件数に私は異常さを感じました。といいますのは、京都府は1,000人の児童に対して1.6人、そういういじめの状況を把握しているところということです。ところが一番多い熊本県というのは、1,000人に対して32.9人、いわゆる33人ということで、べらぼうに高い数値です。これは、熊本県がいじめが多いというのではなしに、もっとほかの原因があるのかなというように思ったんです。といいますのは、かつて皆さんもご承知かと思いますが、自動車業界で世界的にリコールの報道が多くなされたときがありました。そのとき、本当にリコールが多かったのは、皆さんのカブトムシでご存じのワーゲン社が断トツに多かったのを覚えておられると思います。

私は、この報道を見て、同じ自動車をつくっていて、これほどリコールの差があるはずがない。これは、情報公開に完璧に真摯に対応しているかどうかの問題だと思ひまして、早速、今まで乗っていた国産車からワーゲン社に乗りかえました。その後、1年も満たないうちにリコール隠しが問題となりまして、一番しっぺ返しを食らったのが日本の三菱自動車です。これが、リコール隠しが露見しまして、アメリカで裁判等が起きまして、企業経営の危機にまで至りました。

今、申し上げたように、熊本県が多いというのではなく、熊本県は情報公開に真摯に向かっておって、その結果、こういう異常なある意味では1.6から5ぐらいが平均値の中で、6倍の30人を超えてしまう数字になっているわけですけれども、私は、そういうことにあるというように思いますが、教育長、いかがですか。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） それぞれ、各都道府県によって、調査をされておひまして、京都府におきましても、毎月生徒指導上の問題事象ということで、非常に細かい調査を毎月やっておひまして、それぞれ、京都府で集約をされておるところでございます。

例えば、京都府は、ごらんのとおり、暴力事象は全国ワースト3ということになっておひます。つまり、京都府を全体的に見れば、かなり詳しくきちっとした報告がされているとい

うようにも思っております。

それぞれ、各都道府県の指導のあり方はいろいろ違うと思えますけれども、京都府においては、そういった形で本町はきちっとした非常に細かいところまで挙げておりますので、信頼のおける数字ではないかというふうに思っております。

ただ、各都道府県が多いとか少ないとかありますけれども、それぞれの各都道府県の調査のあり方について全部掌握しておりませんのでわかりませんが、本町なりあるいは京都府においては、きちっと透明度の高い調査をされているというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 村山君。

○3番（村山良夫君） 今、教育長から非常に詳しく説明を見解をお聞きしました。それで結構なんですけれども、もう一度念のために老婆心ながら申し上げておきますのは、これからは、情報を隠すというか、いいことも悪いことも町民の方にオープンに連絡していただいて、その中で問題点を検討していくという姿勢がなかったら、いつかそれがわかって、行政批判とか、行政不信につながって、行政上の問題が起きるということは、私も含めてお互いに肝に銘じておかなければならないことだと、このように思いますのでぜひそのようにお願いしたいと思います。

次に、スポーツ教育といじめについて、お伺いしたいと思います。

スポーツ教育の目的というのは、本来は競技における能力の成果を追及するのではなくて、スポーツを通じてルールの大切さとか、身体づくりとか、協調性の増進とか、互いの人格を尊重する姿勢等が目的であったと思いますが、最近、その辺が何か記録というんですか、成果だけを追求するような気がいたします。

特に、このことに思いましたのは、過日行われたオリンピックの報道ですけれども、日本が何個金を取った、今までのオリンピックの大会の中でメダル数が何個になった。そんな報道ばかりだったような気がいたします。近代オリンピックの創始者でありますクーベルタン男爵は、競技に勝つことよりもオリンピックは参加することに意義があると、このように言われているのは有名な言葉で皆さんもご承知かと思えます。本来のスポーツ教育というのは、これに尽きると思うんです。その点、本来のスポーツ教育がこういうようなクーベルタン男爵のような思いで行われて、記録本位でないようになれば、今、問題になっているいじめ問題を没滅する教育の一環として、スポーツ教育が非常に有意義であるというように私は思うんですけれども教育長はいかがでございますか。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） スポーツ教育の目的、趣旨につきましては、先ほど、議員がおっしゃられたとおり私も全く同感でございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 村山君。

○3番（村山良夫君） スポーツ教育をそのようにしていただくことによって、いじめを解消する一環にはならないですか。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） スポーツというのは、子どもたちの心身の成長に非常に大きな役割を果たすというふうに思っております。また、先ほどおっしゃられましたようにいじめの撲滅にはこのスポーツ競技というのは、非常に大きな役割を果たすものだというように思っております。スポーツをしっかりとやる子どもたちというのは、そういった面で心身の発達が非常にありますので、大いにスポーツについては、推奨していくべきものだろうというように思っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 村山君。

○3番（村山良夫君） 最後にですけれども、ひとつ苦言を申し上げて質問を終わりたいと、このように思います。

教育長のおっしゃっていることは、非常に尊いというんですか、大事なことだとこのように思うんですが、過日、私はグリーンランドみずほのグラウンドゴルフ場でこんな言葉に出会いました。といいますのは、京都府が福島県の高校生、中学生を迎えて親睦行事をしております、その中学生の一部が当町の瑞穂中学校、蒲生野中学校の生徒とグリーンランドみずほのグラウンドゴルフ場でグラウンドゴルフを通じて、親睦を図られていたようです。そのゲームの開始時に指導していた教員からこんな言葉を耳にしました。「おまえらスコアをごまかしたらあかんぞ。」と、こう発言しておられるのが耳に入りました。私は、この発言を聞いて、本当に先ほど教育長がおっしゃったスポーツ教育が現場でなされているのかなという疑問を思いました。

特に、グラウンドゴルフはゴルフから派生したゲームでございます。ご承知のとおり、ゴルフは自己との戦いでして、スコアも自分で報告しますし、ルールに反したことは自ら申告をして、ペナルティーを受ける、いわゆる自己管理が基本のスポーツです。そういうことがわかっておられるのかどうか、非常に疑問に思いました。これは、もしも教育長から何か師範があったら発言をしてほしいですけど、なければ結構でございます。

ただ、こういう教員もおられるということで、もう一度、肝に銘じて現場の指導に当たっていただきたい。このことをお願い申し上げます。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 先ほど来、ご指摘がございますように、スポーツというのは、本当に心や体を鍛える大切な場でございます。ただ勝敗だけを目的とするのではなくて、チームワークとか、忍耐力とか、あるいは責任感とか、友情とか、そういったもので、総合的な人間形成につながるというものでございます。そういった中で、今のご発言について、そういう発言が出た経過というのが十分わかりませんので、判断しかねますけれども、やはり、町民の皆さん方に不信とか、あるいは信頼を損ねるというような言動がやはり、あってはならないだろうというふうに思っておりますので、引き続き教職員のほうにはきちっと指導はしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 村山君。

○3番（村山良夫君） 一応、私の危機管理についての質問、思いはこれで終わらせていただきます。もう一度念のために、老婆心ながら申し上げておきますが、このまちで思わぬ天災とか、思わぬ人による事件とかというのが起きないとは保証できないわけですから、そういういろんな出来事に対する機敏な感覚は持っていただいて、危機は事前に解消できるように町長初め、行政に携わっている皆さんにお願いをいたしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（野口久之君） これで、村山良夫君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休憩 午前 9時54分

再開 午前 9時55分

○議長（野口久之君） 休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

次に、小田耕治君の発言を許可します。

小田耕治君。

○1番（小田耕治君） 小田でございます。9月定例会における私の一般質問を行います。

先ほど、村山議員からもありましたように、今年の夏はとんでもない暑さが続き、居場所に困るような日がたくさんありました。あちらこちらでゲリラ的な大雨が降り、まさかというような災害も多発しています。

特に、京都府内の宇治方面で発生した災害は局地的な大雨により非常に大きな被害が出て

います。比較的災害の少ない地域に住まわせてもらっていますが、最近、信じられないような災害がたくさん発生しており、安心してはいけないなどこのように思っているところがございます。

災害に遭われた方が、一日も早く普通の生活ができるようになってほしいと願うものであり、災害の少ない我が町も防災面でもう一度、再点検をする必要を感じているところでもあります。

それでは、先に通告しました身近な課題3点、大規模太陽光発電事業について、地域振興拠点整備事業について、平成24年度下期以降の事業について、質問します。

まず1点目に、大規模太陽光発電事業について、町長にお聞きします。

7月27日の議員全員協議会でヒヨ谷造成地に2,500キロワット相当の太陽光発電所事業計画を受けているとの報告がありました。ヒヨ谷造成地は、旧和知町時代に若者定住住宅用地として造成するというので、非常に多くの地権者の方が土地を提供され、長年にわたって、埋め立てや河川の付け替え工事などが行われ、現在の形に造成されたものであります。造成の過程でもさまざまな問題や課題が発生し、また、造成地の活用については、地元の住民からも多くの意見や要望が出されてきましたが、今回、大規模太陽光発電事業誘致の方向性が示されました。どこの企業がどんな設備をつくるんだろう、環境への影響はないんだろうか、造成地の形が今と変わるんだろうか。等々、地域の住民の皆さんにとっては、大きな関心ごとでありまして、太陽光発電事業誘致までの経緯や事業計画の概要、事業者との協議状況などについて、やはり広く知っていただくことが大切であろうというふうに思っております。そのような観点から質問しますので、わかりやすく答弁をお願いします。

まず1点目に、太陽光発電事業誘致までの経緯とどのような設備をどの程度の規模でつくる計画なのかを伺います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 大倉ヒヨ谷の土地利用につきましては、これまで地元の利用計画策定委員会と連携しながら、検討を進めてまいりました。合わせまして、町では、委員会の利用計画案の一つでありました企業誘致を進めるべく、京都府とともに誘致活動を行ってまいったとことでもあります。

そうした中で、今回、当地において、太陽光発電事業を希望する事業者が現れました。誘致企業として適当であると判断し、協議を進めている状況にあります。事業内容につきましては、現時点での計画、平地部分約3万5,000平方メートルの敷地に太陽光パネル約1万枚を設置し、約500世帯分に当たります約2.5メガワット相当の発電をしまして、関

西電力に販売するものであります。事業運営は、京都市南区の機械工具等の卸売会社であります株式会社サカノシタの関連会社として、サカエリックエネルギー開発株式会社が行う予定であります。

以上です。

○議長（野口久之君） 小田君。

○1番（小田耕治君） 事業の概要につきましてはわかりましたが、この事業に対しまして、町として、どのようなかわり方をしていくのか。単に、町有地を貸し付けするだけなのか、それとも、事業そのものに参画、あるいは、収益の配分などについても協議をされているのか、現在進められている協議の内容についてお聞きをします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） かかわりとしては、土地を賃貸するということだけです。

○議長（野口久之君） 小田君。

○1番（小田耕治君） 土地を貸し付けするだけということですが、先ほど、3万5,000平米という、いわゆる平地部分の面積を言っていたんですけども、造成地の全てをこれで事業者へ貸し付けすることになるのか、また、現在かなりでこぼこがあるわけなんですけれども、現在の形状のまま貸し付けするのか、それとも、貸し付け前に町として、形状の見直しとか整地を実施する計画があるのかどうかをお聞きします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 町で、形状変更等の予定はございません。全部貸し付ける予定でおります。

○議長（野口久之君） 小田君。

○1番（小田耕治君） 造成地全体に太陽光パネルを設置していくという大規模な開発になりますと、環境への影響調査なども必要になるのではないかというふうに思うんですが、今後、どのような手続を踏んで、事業着手となるのか、また、事業の着手時期、完成時期などは具体化しているのかどうかを伺います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 済みません。先ほど全部と申しましたけど、林地開発で制限される部分はお貸しできないところが発生すると思います。何本か木を植えるとかという義務を負っております。それじゃあお答えしていきます。

太陽光発電所設置事業は、環境影響評価法や京都府の環境影響評価条例に基づく環境影響調査の対象外とまっております。

また、この施設が水質や土壌の汚染、騒音、悪臭等の公害を引き起こすことは、限りなくゼロに近いと考えております。

事業者は、平成25年3月末までの供用開始を目指しております。

今後、経済産業省の再生可能エネルギー発電設備の認定、あるいは、関西電力との電力受給契約などの手続が進められます。

また、町としましては、地元調整、土地貸付に係る契約の締結などを進めていくこととなります。

以上です。

○議長（野口久之君） 小田君。

○1番（小田耕治君） 環境影響調査の対象外ということで、環境への影響は考えられないというような答弁でございましたが、初めにも申し上げましたとおり、各地でゲリラ的な大雨が降って、思いがけないところで想定外の大きな被害も出ています。特に、ヒヨ谷はさまざまな土砂を埋め立て造成されたものであり、また、河川も本来の河川を付け替えをして、人工的につくられたものであります。河川下流域に住まわれている人の中には、現状でも不安を感じておられる方もあります。今回の計画では、造成地に1万枚近くの太陽光パネルを設置することになっているようですが、埋立地全体をパネルで覆うとなりますと、大雨が降ったとき、その雨が一気に付け替え河川に集中する心配があります。こうした環境への影響については、京丹波町がしっかりと調査し、事業者はその対策をさせるなど、住民が安心できる対策を講ずるべきだというふうに思います。

また、河川の改修を含め、ヒヨ谷の造成工事は全て現在のところで完了したことになるのかどうか、その点も合わせてお伺いをします。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 太陽光パネルの設置に伴います降雨時等の雨量の想定なんです、その部分につきましては、河川の改修を進めるに当たりまして、市街地の係数を用いて、造成地の雨量のほうを想定して、河川の付け替えを行っております。懸念されております下流域、一部ダンプの転回場といたしまして、コルゲート管なりを設置した部分等がございます。その部分につきましては、以前から地元にも申し上げておりましたように、造成地内の計画と合わせまして、コルゲート部分は撤去し、町道の下ボックスカルバートの部分につきましても、老朽化等がありますので、再度見直しを行いまして改修をするということで現在検討しております。

太陽光パネルの設置に合わせまして、その部分については改修していきたいというふうに

考えております。

造成と申しますか、以前から申し上げておったんですが、跡地の活用方法等と合わせまして、二次造成が必要な場合は、造成と申しますか、一部くぼ地の部分等ありまして、太陽光パネルを設置するにはその部分を埋めて、有効的に平地をつくりまして、パネルを設置したほうが、利用度が高いということもございますので、一部、土砂等を移動させまして、形状を変えらるということ、現在、計画のほうを進めております。その点につきましても、地元の方ともご相談をさせていただきまして、こういう方向にいきたいということで、現在、検討のほうをさせていただいております。

以上です。

○議長（野口久之君） 小田君。

○1番（小田耕治君） まだ、現在の形状のまま貸すのではなくて、一部へこんでいるところとかの整地については町が実施すると、このように理解をさせていただきました。

次の質問なんですけれども、太陽光発電事業を誘致することによるメリット、あるいはリスクをどのように評価されておるのかお伺いをします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今回の場合は、土地の貸付料のほか、固定資産税、町民法人税等の収入があります。また、若干でございますが、雇用も確保できるということで、こうしたことが町のメリットだというふうに考えております。一方では、リスクが生じないように、事業の健全性を確認していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 小田君。

○1番（小田耕治君） リスクを感じないように事業の健全性を考えていくというご答弁でございましたけれども、ご承知のように太陽光発電は、天候に大きく左右されまして、安定収入が見込みにくい傾向があるということで、大手の損害保険会社が天候リスクを補償する商品の販売を始めたというような新聞報道もありました。

エネルギーの固定買取制度が始まり、多くの企業が太陽光発電事業に参加していますが、企業の経営努力で解決できない天候リスクもあります。そうしたリスク面があることを十分評価した上で、保険への加入、こういうことも条件に入れるなど、計画どおり、発電できない場合のリスクも十分視野に入れて、契約を結ぶ必要があるというふうに思います。この点については、いかがでしょうか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君）　そういう保険も当然売り出されているんだと思います。経営全般が安定しませんが収入が確保できないので、そういうことも今後の協議の中で求めていきたいと思っています。

　　以上です。

○議長（野口久之君）　小田君。

○1番（小田耕治君）　次の質問に入るんですが、町内でヒヨ谷以外にも大規模な太陽光発電事業が計画されている箇所があるのかどうか、この点を伺います。それと、合わせまして、今後のスケジュールと残された課題、そういう点につきまして、どう整理されているのかお伺いをします。

○議長（野口久之君）　寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君）　このほかは、把握まずしておりません。先ほども述べましたが、事業者が平成25年3月末日までの供用開始を目指されておりますので、時間が限られている中で各種対応ということが課題ではないかと思っております。

　　以上です。

○議長（野口久之君）　小田君。

○1番（小田耕治君）　スケジュール、あるいは課題の件も質問させていただいたんですけども、この大倉ヒヨ谷開発事業用地として、先行取得していたのは、7万3,700平方メートル余りの土地、その土地の3万5,000平米に太陽光パネルを敷き詰めると、こういう形のですけれども、この土地を活用することが具体化してきたことが非常にうれしいことでありまして、今後、しっかりとした詰めをしていただきたいというふうに思っております。

　　また、一方では、当初に土地を提供された地権者の方との間に覚書などもあるように聞いています。そうした方への対応を含め、本当に太陽光発電事業を誘致してよかったと思えるような今後の協議、対応を求めて次の質問に移ります。

　　2点目の地域振興拠点整備事業について、町長にお聞きをします。

　　（仮称）ハイウェイテラス・京たんば整備事業の実施方針が策定されまして、ホームページでも公表されました。この事業は、合併後最大規模の15億円の事業費が見込まれている事業であり、事業の効果、隣接する商業施設への影響や町の財政面へのリスクなどの事業評価の重要性など、事業の全体像がよく見えるようになることが非常に大切だということで、何回か質問し、町長からは多額の投資を認めていただいたとしても、どのように生かしていくかという努力にかかる部分が非常に多いとの答弁もいただいております。まさに、そのと

おりでありまして、この努力にかかる部分というのは、民間の事業では、利益を追求する部分であり、この努力を怠ると倒産に追い込まれてしまいます。税を投入しての事業であり、倒産のリスクは少ないにしても、努力にかかる部分というのは曖昧にしておくことなく、しっかりと事業の目的が達成できる運営を担保しておく必要があるというふうに思います。

実施方針によりますと、施設整備に係る資金調達は町が行い、事業者が設備の整備を行った後、維持管理運營業務を遂行するDBO方式により実施するとなっています。DBO方式による事業の進め方やその特徴、あるいは、地域振興拠点としての機能を発揮する上で、DBO方式がどのような利点があると評価されているかなど、施設がどのようにつくられ、どのような運営がされるのかについて、伺っていきます。全体像がよく見えるようになるよう答弁を求めます。

まず最初に、以前にも答弁をいただいていることではありますが、改めて用地の取得、施設整備に必要な資金額とその財源について、お聞きをします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 施設整備費については、設計、工事監理費、建築工事費、設備費、外構工事や備品も含めまして、約6億8,000万円を見込み、財源といたしましては、国土交通省所管の社会資本整備交付金と過疎対策事業債を予定いたしております。

以上です。

○議長（野口久之君） 小田君。

○1番（小田耕治君） 当初、15億円ということで聞いていたわけですがけれども、全体の用地費を除いた事業というのは、6億円というふうに理解すればよいのでしょうか。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 地域振興拠点施設全体に係ります事業費につきましては、15億2,500万円ということで、基本計画の中で概算事業費のほうを計上いたしております。今の町長の答弁にありました6億8,000万円につきましては、施設整備の部分でございまして、施設整備以外にもアプローチ道路なり、町が行っていかねばならない防災広場なりの部分がございますので、今、申し上げましたとおり、全体の事業費は15億2,500万円で事業のほう進めていきたいというふうに考えております。

○議長（野口久之君） 小田君。

○1番（小田耕治君） 以前にもその15億円に対して、社会資本整備交付金と、それから過疎債、一般財源の比率も聞いたわけなんですけれども、この15億円に対して、社会資本整備交付金が42%、それから、過疎債が56%、一般財源として2%とこういうふうにお聞

きをしたんですけれども、その15億円幾らかに対して、こういう比率で、財源確保がされているというふうに理解したらいいのでしょうか。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） まず、施設の部分につきましては、国土交通省所管の社会資本整備総合交付金の市街地整備ということで、全体の事業費に対しまして、40%の交付金ということになります。そして、道路の部分につきましては、同じ社会資本整備総合交付金の基盤整備という事業で、交付金の額が道路部分全体の60%ということになります。それ以外の部分につきましては、過疎債等の部分を充当していきたいというふうに考えております。

○議長（野口久之君） 小田君。

○1番（小田耕治君） そうしますと、何回か聞いているのにもう一つはっきりしないですけれども、過疎債そのものは、15億円に対して、五十何パーセント過疎債で起債するということがよろしいのでしょうか。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 交付金に対します補助裏は、100%充当ということで、財政シミュレーション立てておりまして、過疎債につきましては、道路の部分、施設の部分合わせまして、8億5,200万円を現在、計画しております。ただ、端数等の調整等がございますので、部分的に一般財源を充当していかなければならない部分もあるかというふうに考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 小田君。

○1番（小田耕治君） 実施方針の中の契約の形態では、本町は事業者の本施設の設計、建設及び維持管理を一括で発注するために、事業者と本事業に係る基本契約を締結する。こういうようになっておりますけれども、具体的にどのような方法で施設の整備から維持運営までを実施していくのか、その手順を伺います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） また後で、担当課から答弁させてますが、まず、施設の設計、建設、運営、維持管理を民間事業者に一括して発注するDBO方式によりまして、事業を実施する予定といたしております。

具体的には、事業者は設計、建設、工事管理、運営、維持管理業務を一体的に担うグループを結成してもらって、価格と提案書により応札し、総合評価により選定されたグループが建設から運営までを行うということになっております。

以上です。

○議長（野口久之君） 小田君。

○1番（小田耕治君） その基本契約を結ぶ事業者なんですけれども、どのような形で構成されていくのかなというのがよくわかりにくいですけれども、設計や建設ができる企業や維持管理ができる企業、あるいは運営ができる企業は、いわゆる共同企業体のようなものを組織して、会社をつくって、それぞれ組織された共同企業体のような会社の中から、町が先ほど言われましたように、総合評価方式による入札ですか、これにより選定し、その選定した事業者と基本契約を結ぶというようになるのかどうか、この件をもう少しわかりやすく説明をしていただきたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 今、小田議員がおっしゃいましたとおり、事業のスキームにつきましては、まず、スケジュール的に現在、実施方針のほうを公表しておりまして、一部また改定等を行っていききたいというふうに考えております。その実施方針の改定後特定事業の選定というのを行いまして、この事業をDBO方式を進めていくということをまた、公表していききたいというふうに考えております。その中では、売り上げなり収支なり、地代家賃等町が策定しております事業損益等の公表も一緒に合わせて行っていきまして、事業に係る性能の要求事項等につきましても、公表したのち、今、おっしゃられましたまず設計を行う企業、そして建設を行う企業、そして、維持管理を行う企業と運営を行っていく企業で一つの特定期限の会社を設立いただきまして、その会社と町のほうがまず基本契約を締結することになります。そして、設計・建設につきましては、建設で基本契約をまず一つ契約しておりまして、また同時に設計・建設につきましては、請負契約をその一つのグループの中の業者と契約いたしまして、その部分につきましては、目的物の引き渡しを通常どおり町が受け取った段階で、工事費等の支払いのほうを行っていくということになります。残りました維持管理・運営につきましては、長期の契約を結びまして、新たに設立されました特別目的会社のほうと契約を行いまして、運営のほうを行っていききたいというふうい考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 小田君。

○1番（小田耕治君） 基本契約を結ぶ事業者は、いわゆる特定の共同企業体のような形で、構成された団体の中から選んでいくというようなことは、理解できましたけれども、いわゆる京丹波町と基本契約を結ぶ、いわゆる落札された相手事業者が決定したら、設計から建設、

維持管理、これを全て選定の事業者が発注するということになるんだというふうに思うんですけども、そうでありますと、この事業者の選定が今後施設の運営、いわゆる施設をどう運用、あるいは、運営していくかというソフト面を含んだ非常に重要な要素になってきます。具体的にこういうものがどのような形で、構成されているのかというのは、よくわかりにくいですけれども、ホームページに（仮称）ハイウェイテラス・京たんば整備事業事前登録者一覧というのが、これも公表されております。町内の会社では、丹波地域開発株式会社、あるいはサンダイコー株式会社が事前登録されておまして、もちろん、町外の企業もたくさん登録されているわけですけども、この事前登録された会社というのは、どういう意味を持つのか、教えていただきたいというように思います。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 事前登録されている会社といいますのは、事業者説明会というのを実施方針の公表前の7月に行っております。その説明会の中でDBO方式という初めての方式で町が事業を進めるということもございまして、地元の企業等にとりましては耳なれない方式ということになります。

また、町外の企業との連携ということも必要になってきますので、必要な方は登録し、登録した業者につきましては、ホームページで皆さんに見ていただくことができますので、マッチングを行う意味で事前登録のほうを可能ということにしております。

ただ、全て、ここに登録された業者の方が事業に参加されるということでもございませんので、予定しておられる業者の一部の方が登録されているというふうには判断しております。

以上です。

○議長（野口久之君） 小田君。

○1番（小田耕治君） この実施方針の中で、SPC、先ほど特別目的会社というようなことをおっしゃったんですけども、こういう横文字が非常によく出てきます。このSPCと基本契約に基づき、維持管理運營業務委託契約を結ぶことになっているようではありますが、このSPC、特別目的会社というのは、どのようにして組織されるのかお聞きをします。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 済みません。特別目的会社につきましては、この事業の維持管理、運営の行います特別の事業を行うために設立される事業会社でございまして、共同企業体というふうに、先ほど、小田議員おっしゃいましたが、共同企業体を組んでいただきまして、新会社を設立していただくということになります。会社法の登録を受けていただいた新たな法人ということで、設立をお願いすることになるということでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 小田君。

○1番（小田耕治君） 今の答弁によりますと、そういう共同企業体みたいなものが二つできるというふうな形になるんですけれども、要するに基本契約を結ぶ大きな共同企業体というのがあって、さらにそのほかにも、SPCと呼ばれる特別目的の企業ができると、その特別目的の企業が運営とか、そういう維持管理をするというふうに思えるんですけれども、それでよろしいのでしょうか。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 基本協定を締結するのは、一つのグループでございまして、維持管理、運営を行っていくには、先ほど申し上げました特別目的会社ということになります。

まず、基本協定を締結しまして、その中で建設部門なり、設計管理部門は、要するに特別目的会社には出資配当ということが各企業からの出資配当がございしますが、その中で、グループの中で、出資配当を行わない協力企業というのもございします。維持管理に協力する業者とか、建設に携わる業者というのもございまして、町のほうと維持管理運営の協定を交わすのは、一つのグループでございまして、特別目的会社と維持管理運営について、契約を行い、長期の運営を行っていくということになります。

○議長（野口久之君） 小田君。

○1番（小田耕治君） その特別目的会社というのは、いわゆる基本契約を結んだ後に構成されていくということによろしいのでしょうか。

と言いますのは、地元企業の参画の機会というのは、非常に大切になってくるというふうに思うんですけれども、この地元企業の参画の機会というのは、一番最初基本契約を結ぶ特定の企業体ですが、特定目的の共同企業体で1回目にチャンスがあり、さらに、その2回目には、この特別目的会社、この会社を構成するときにもう一度、チャンスがあると、こういうふうに理解したらいいのか、お尋ねをします。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） まず、現在、実施方針のほうを公表しておりますので、その中で、動いておられる企業もあるかということですが、要求水準書を今後公表していきまして、今まででしたら、仕様書によります工事の発注と、また、工事は単発的に維持管理は維持管理でまた委託契約なりを結ぶという形で進めておりましたが、今回は要求水準書によりまして、設計建設部門と維持管理運営部門の要求水準書のほうを作成しまして、そ

れを公表し、要求水準書によりまして、事業者からの公募を受けまして、本町が事業者を選定していくということになります。会社を設立していただくのは、選定から仮契約、また契約までの期間がございますので、今のスケジュールでは、契約の締結が年度末以降になるという形で進めておりますので、会社の設立はそれまでということを進めていただくということになります。

今回、こういった方式で事業を進めていくに当たりまして、本町がアドバイザー業務というのを発注しております。そのアドバイザー業務を発注しました業務の中にも法的な部門のコンサルも入っておりますので、そのところとも相談をしまして、特定事業者に選定されました事業者につきましては、会社を設立していただくという形になるというふうに考えております。

○議長（野口久之君） 小田君。

○1番（小田耕治君） 非常にわかりにくいわけですがけれども、大体わかってきたような気がします。振興拠点施設には、情報発信拠点、あるいはおいしさの拠点、トイレなどの施設、あるいは交流広場や駐車場、道路などが整備される計画になってはいますが、この全てをSPCと、今おっしゃっています特別目的会社というのが、維持管理をすることになるのかどうか、要するに、あそこの拠点設備の全てを特別目的会社が維持管理をすることになるのか、また、町は、この施設の維持管理に必要な費用、この費用は全額、あるいは、費用の一部を負担することになるのか、つまり運営にかかわっても、今後も町の負担が定額的に発生するのかどうか、この点をお伺いします。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 現在、その維持管理を行う範囲につきましても、要求水準書の中にうたっていくということで調整を行っておりますが、まず、管理をしていただくのは、町が管理する部分、施設なり、広場や道路、のり面といった部分まで、また、施設に係りまず調整池の部分までを維持管理していただく形で、現在、要求水準書のほうを進めております。

また、費用につきましても、その部分につきましては、維持管理費につきましても、光熱費も含めまして、事業者の負担でお願いしていくということで、現在、要求書のほうを作成していただいております。

○議長（野口久之君） 小田君。

○1番（小田耕治君） 今の答弁ですと、維持管理に係る費用について、定例的に支出する費用はないというように理解したんですけれども、そういうことでいいんだろうというふうに

思います。

非常になじみが少ない仕組みであります。町として、このDBO方式のメリット、デメリット、あるいは、町民の皆さんにとって、この方式のメリットというのは、どういうものがあるのか、お答えをいただきたいというように思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 細部にわたって、また担当課長に答弁させますが、これ、法律、条例、いろんな規則にのっとってしなければならないわけですが、私がずっと言っているのは、民間企業が、起業とか、あるいは創業するとき、当然、建築会社、あるいは設計会社にいろんな注文をつけて、後々使い勝手がよいようにするわけですが、そういう方式だなというふうに、まず理解しています。そうでないとでき上がったものを、いつも管理運営しているわけで、管理運営している人、口にも出さないけれど、非常に使い勝手が悪いと、運営会社、あるいは、経営会社が使い勝手が悪いということは、お客様が使い勝手悪いということになりますので、そういう点では、非常にすぐれた事業の開始方法だなというふうに理解して、それで結構だというふうに言っております。これは、一つ町にとってもメリットになるというふうに考えております。その他、総合的に金を出す京丹波町としては、全体がプロデュースできるというか、全体が見渡せていますので、そういう点では、これから、いろんな水準を求めていくということも盛んに担当課長申しておりますけれども、これから、いろんな行政として、ある水準を求めていくこととして、その辺については、また、もう一度、重複するかも知れませんが、担当課長から答弁させます。もちろん、小田議員がおっしゃっている全体についての管理をSPCがすることになります。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 小田君。

○1番（小田耕治君） おおむねわかってまいりました。一番大切な部分になりますけれども、15億円を投入するこの施設の運営を利益を追求しなければならない民間の事業者、株式会社に任せるということになります。本来の目的に沿った事業運営はもちろんでありまして、間違っても一部の事業者が利益につながるような運営になることは、これは避けなければなりません。

本来の目的である町内全域の生産者や住民は、事業運営にどのような形でかかわっていくのか、民間の事業者を相手にして、これから一般の町内の生産者とかがかかわっていくというような形を想定するわけなんですけれども、いわゆる町内全域の生産者や住民がうまくかかわっている仕組みが担保できているのか、その点をお伺いします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今、言ってもらったとおりのことを担保することになります。一般的に申しまして、基本的ないろんな契約をしたとしても、実際、検査、あるいは監査に行き届いてない部分、現状もあったりするわけですが、この新しい方式では、しっかりそのことを担保したいという思いであります。

以上です。

○議長（野口久之君） 小田君。

○1番（小田耕治君） この件に対して、最後に、今後どのようなスケジュールで進めていかれるのかお伺いをします。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 今年度中に事業者のほうを選定する予定で進めており、その後、契約につきましては、議会の議決が必要となりますので、議会に提案させていただいたのち、設計建設工事を実施していくということで、事業のほうを進めていきたいというふうに考えております。

事業者選定に当たりましては、選定委員会というのを設けまして、第三者の意見を踏まえて、事業者のほうを選定いくということでございます。

また、縦貫道のほうにつきましては、現在、平成27年3月末を目標といたしまして、事業のほう進められておりますので、それに合った形での本施設も供用を目指していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 小田君。

○1番（小田耕治君） ありがとうございます。

それでは、次の質問に移ります。町長と語るつどいが6月29日から9月6日まで、22会場で開催されました。町長、副町長、教育長を初め、多くの職員の皆様には、長期間にわたりまして、しかも、夜間ということで、本当にお疲れであっただろうというふうに思います。

町長と語るつどいでは、非常に多くの意見や要望、提言が出されましたが、今後の町政運営に活かされることを期待するものであります。

それぞれの意見や要望、提言につきましては、考え方や方向性について、答弁がされたものもありますが、何点かについて改めて町長に伺います。

まず1点目ですが、和知歯科診療所についてであります。現在、2階に設置されている

歯科診療所を1階に移し改修する方向性が示されましたが、改築、改修についての検討はどの程度進んでいるのか。また、事業着手はいつごろと考えておられるのか伺います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 和知歯科診療所につきましては、現場を見て、いろいろな話を聞く中で、動線の問題や雨漏りの問題など、種々検討を重ねてきたところであります。最終的には現在の和知保健センターの2階から1階に移動させて、改築する方向で調整を進めております。この9月議会で基本設計予算を病院会計の歯科診療所の中で計上させていただき、来年度予算で改築等工事費用を計上し、来年度内に工事着手を進めていきたいと考えております。以上です。

○議長（野口久之君） 小田君。

○1番（小田耕治君） 町長おっしゃっていただきましたように、非常に2階の狭いところを通っていかねばならないということで、利用勝手の悪い場所にあったわけなんですけれども、ぜひとも使い勝手のよい設備に改築をしていただきたい、早期に改築を期待するものであります。

次に、原子力災害住民避難計画が策定されまして、11月4日には和知地域で避難訓練も計画をされているというふうに聞かせていただいています。防災情報の連絡、非常時の情報伝達に重要な役割を果たしている防災無線については、今後どのような維持管理をしていく計画なのかを伺います。原子力防災避難計画によりますと、避難に関する情報伝達手段として、防災行政無線の活用が計画をされています。せっかくある設備ですので、しっかりと維持管理をして、非常時の情報伝達に活用するべきだと思います。町長の所見を伺います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 和知地区の防災行政無線につきましては、ケーブルテレビの運用開始に伴いまして、火災時等の緊急放送後に野外への告知として、サイレンの吹鳴などを行っておりますが、機器の老朽化や部品の製造中止などによりまして、維持管理が難しくなっております。

しかしながら、防災無線は停電時やケーブル線が切断したときにも放送可能な設備であることから、今後とも修繕等が可能な限り、維持管理していきたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 小田君。

○1番（小田耕治君） 先ほども、少し申し上げたんですけれども、原子力災害の関係から、和知地域につきましては、高浜、大飯30キロ圏にも入るということで、特に、今現在ある

防災無線設備というのは、町長からおっしゃっていただいたように、告知放送そのものは、光ケーブルによって、情報伝達されるということで、電線が切れたり、電柱が倒壊すると、使い物にならないということでございます。そういう点からも、ぜひとも、具体的な検討をしていただいて、改修できる部分は改修して、非常時に機能するよう維持管理をしていただきたい、このように思っております。

それから、次に、京都縦貫道の工事が、町内各地で本格的に進められています。通行料の少なかった生活道路が工事用道路になり、多くの工事用車両が通行することに不安を感じておられる住民の方も大勢おられます。それぞれの集落がこの住民の皆さんにとっては、毎日の生活の中で発生する不安でありまして、直接、業者に申し入れをすることもできず、誰に相談すればよいのかもわからないとおっしゃる方もたくさんおられます。縦貫道工事に係る安全対策や住民からの申し入れに対する窓口を町に設け、申し入れ内容を集約し、しかるべき対応を系統的にすべきだというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今現在、窓口は、建築課で行っております。そうした中ですが、京都縦貫自動車道につきましては、平成26年度供用開始を目指しまして、工事が進められております。町といたしましても、事業を推進する一方で、工事により住民の方々にできるだけ影響がないよう、工事用道路として使用する府道や町道の拡幅につきましては、国土交通省、京都府と連携をとりながら進めております。

また、工事着手前には、説明会を随時開催しまして、地元の方にご理解をいただいた上で工事着手をしていただいているところであります。先ほど申しましたとおり、現在、町の窓口といたしましては、土木建築課で行っておりますが、今後、ますます工事の件数も増えますので、住民の皆さんが不安を感じることがないように、国や府とより一層、連携を密にしまして取り組んでまいりたいと思っております。

確かに、町長と語るつどいでもよく出ました。その都度、遠慮しないでどこへでもよいし、行政へ電話してもらったら対応したいと、そのようにお答えしてきたところであります。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 小田君。

○1番（小田耕治君） この工事につきましては、福知山河川国道事務所、そこから発注される工事業者、地元の自治体であります京丹波町、それと、住民の関係というのがあるわけなんですけれども、事業につきましては、河川国道事務所から工事業者に発注されるというような形になりますし、説明のほうも河川国道事務所が中心になって、地元のほうに説明をす

るというような形になります。この関係を逆に住民のほうから戻ってまいりますと、住民が京丹波町にいろんな申し出事項とか、そういう物を言う窓口を設けていただく。そこから、河川国道事務所のほうへ、その内容を整理して伝える、そこから、工事業者とか、そういうところへ指導していくとか、そういう一定の流れを住民の皆さんに知っておいてもらって、そういう流れに沿って、個々に業者に言ったりとか、国道事務所の人が来られた担当者に言ったりとか、集会で言ったりとかというような形も当然あるというように思うんですけども、その内容も含め、そういう系統的な形で、対応するのが理想的といいますか、あるべき姿だというふうに思います。

したがいまして、それぞれ、瑞穂地域、和知地域、丹波地域ありますし、和知地域のものについては、和知の支所に言えば、このことがきちっと整理ができる、瑞穂の地域においては、瑞穂の支所に言えば、きちっと対応ができると、こういうような形を確立する必要があると思うんですがいかがでしょうか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今、小田議員が言ってもらった趣旨の窓口ということであれば、同じ考えでおります。窓口言うて窓口言うてくださいと言うのではだめなので、どこへ言ってもらっても、その担当課から関係します福知山河川国道事務所になるわけですが、きちっと届くと、あるいは、そこからまた、工事業者に届くというような考えでおります。そのことを、どこから言ってもらっても結構ですよというのが窓口という意味ですので、そのように理解してもらったらうれしいです。

○議長（野口久之君） 小田君。

○1番（小田耕治君） 最後に、林業大学校が開校しまして半年が経過しましたが、大学との連携や2期生の受け入れに課題がないのか、この件について、考えたいというふうに思います。

8月19日に和知地域で親善ソフトボール大会が開催されまして、この大会にも林大生チームをつくって参加してくれるなど、地域の活性化にも協力をしてきております。しかし、その中でもいろいろ話を聞いていますと、アルバイト本当はしたいんだけど、するところがないとか、あるいは、近くで本が買えないとか、また、地域の申し合わせ的なこと、それぞれ集落とかで申し合わせ的なことがあるんですけども、そういうことがわからないなど、いろいろ困っていることもあるようであります。

何と言っても、食と住、この環境をまず整えるというのが、大学生の生活の中では、非常に大事なのではないかなというふうなことを思っております。来年、入学する学生の住まい

も不足しているようではございますけれども、対応策がまだ、見えてこないような状況にあります。林業大学の地域連絡協議会も設置されておりまして、協議会、町、大学、京都府が一体的となって、開校後の中間評価と今後の課題に取り組むべきというふうに思います。

その住居の問題、あるいは半年間を経過して、課題をどのように把握されているのかお問い合わせをします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 林業大学が開校して、最初の連携としましては、木質資源の循環活用についての授業の中で、昨年度グリーンランドみずほに設置した木質バイオマスボイラーを教材に、産業振興課の担当が講義を行いました。

また、今後、授業の中で活用します実習林として、現場作業のカリキュラムに応じて、各地の町有林を継続的に提供することについて、林業大学と協議をいたしております。地域との連携につきましては、これまで学生さんの皆さんが、今、言ってもらったとおり、ソフトボール大会や地域イベントなどへ参加されております。これによって、地域住民との交流が、一定図られているというふうに感じております。

2期生受け入れに向けての取り組みであります。来年4月には新たに20人の学生が入学予定であります。その中で下宿先を求める学生もあると思います。そのため、林業大学では、7月発行の大学だよりで貸し部屋等の情報提供を依頼されており、町といたしましても、町所有の住宅の提供についても、協議しているところであります。何にしましても、宿泊施設というのが、非常に課題になっていることは事実でございます。連携協議会にもいろいろ思案してもらいたいと、そんな思いでおります。

以上です。

○議長（野口久之君） 小田君。

○1番（小田耕治君） 地域の中で若い人が二十数人、毎日活動してくれているんですけれども、こうした大学生をうまく迎え入れるという意味もありますし、また、ある面では、地域のしきたりとか、そういうものにも理解を示していただくということも大切であります。特に、先ほど申しましたように、この住の問題につきましては、非常に難しいなということを感じております。公共の施設、府の施設もあるわけですが、府の施設は管轄が違うとかで利用できないとかという話も聞かせてもらったりしておりますけれども、そういう壁を取り除いて、住環境という部分に対して、積極的に町としても協力をしていっていただきたいというふうに思います。

それから、最後の質問になりますけれども、旧和知第2小学校の解体が計画されております。

すが、非常に古い校舎でありまして、校舎の構造物の中には文化的価値と申しますか、子どもたちが毎日長い間生活してきた足跡のようなものもたくさん残っておるということで、一気に解体せず、一度調査をして、そういう旧第2小学校の名残と申しますか、思いが伝わるようなものを残してはどうかというような意見を聞きました。一度、保存が必要なものが残っているか、再利用できるものが残っているか、調査してみたいかかなというようなことを思っております。その点について見解をお伺いします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 本年度、老朽による損傷が進み、あるいは、安全面、環境面に関する不安も増すことから、一部を残しまして、解体を行います。そうした中で、舞鶴工業高等専門学校教員らで設立されました舞鶴近代化遺産研究センターの協力によりまして、校舎の写真撮影による記録、校舎を特徴づける部分的保存を行い、まいづる智恵蔵における展示等も行う予定にしております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 小田君。

○1番（小田耕治君） ありがとうございます。これで、私の一般質問を終わります。

○議長（野口久之君） これで、小田耕治君の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。11時10分まで。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時10分

○議長（野口久之君） それでは、休憩前に引き続きまして、再開いたします。

次に、森田幸子君の発言を許可します。

森田君。

○14番（森田幸子君） 14番、公明党の森田幸子です。

初めに、宇治集中豪雨で被災に遭われました皆様に心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早く復旧復興が進みますことをお祈り申し上げます。

それでは、初めさせていただきます。平成24年第3回京丹波町議会定例会における一般質問を行います。通告に基づいて、1. がん検診について、2. 健康づくりについて、3. 国道27号の交通安全対策について、4. 国道9号の交通安全対策について、質問していきます。

一つ目のがん検診について、本町においての平成24年度がん検診を含めた住民検診も終わり、受診者への検診結果がほぼ全員に届けられたのではないのでしょうか。約半年間の事業

で町民の健康管理を担っていただいていることに心より感謝申し上げます。

早速ですが、ある町民さんから要望がありました。胃がん検診において、既往症があり、バリウム検診では必ず再検査となるため、胃カメラ検診をするよう医師から進められている。胃カメラ検診も検診項目に入れていただけないかとのこと。このような方に対応できるように、バリウム検診と胃カメラ検診の選択制を取り入れる考えはないかお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 胃カメラ検査は、胃バリウム検査に比べまして、本人への負担が少なく正確な検査であると思っております。現在、京丹波町で実施していますバリウム検査は、1人当たりが3,990円です。しかし、胃カメラ検査を導入する場合、感染症の事前検査が必要で、2回の受診となり、費用は1人当たり約2万円が必要となります。今後の導入に当たっては、京丹波町病院と調整を図りながら、予算の確保、及び検診の有料化を含め、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 森田君。

○14番（森田幸子君） 今後、検討していただいて、有料化もということでありましたが、どれぐらいの先でというか、どれぐらいの期間でそういうような結果が出るか、検討していただけるのかお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 済みません。とりあえず、有料化も含めて、検討してまいるという答弁にとどめたいと思います。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 森田君。

○14番（森田幸子君） どうか前向きに、よろしく願います。

（2）今年度の胃がん検診の受診率はどうかであったか。ここ数年の胃がん検診の受診率の動向はどうであったかお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 本年度の胃がん検診受診率は、10月に日曜健診を残しておりますが、現在のところ21.65%となっております。過去5年を見ましても21%台で大きな増減はなく、ほぼ横ばい状態となっております。

○議長（野口久之君） 森田君。

○14番（森田幸子君） 特に、胃がん検診の受診率は、他の検診に比べて低いのではないかと

とお伺いいたしました。皆さんもご存じだと思いますが、胃がんの発生とピロリ菌の関係が解明されたことによって、ピロリ菌の除菌による胃がん発生率の減少が期待されています。日本では、胃がんの診断や治療の技術が進んだにもかかわらず、約40年間毎年約5万人もの胃がん患者が亡くなっています。この数字は、今も変わっていません。ですから、日本では、胃がん対策がうまくいっているととても言えません。今、行われているバリウム検診は、受診率が低い上に早期胃がんの診断能力は低いのです。

また、40歳から検診をしていますが、胃がんの97%は50歳以降に発生します。したがって、胃がん検診は50歳以降から行うことが重要と言えます。一方、それより若い世代はピロリ菌検査を行い、感染している場合は除菌すれば、ほとんどの胃がんの予防が可能となるのです。胃がん予防対策を前進させるには、こうした発想の転換が求められると思います。

また、現在、国における胃がんに関する治療費は3,000億円程度です。これをこのままにしておくと、20年後には、約5,000億円にも上がる可能性があります。計画を実施すれば、治療費を大幅に抑制することができると言われてしています。

九州の福岡県添田町において、今年度から胃がん発症の要因とされるピロリ菌感染の血液検査をオプション検査として導入されています。本町も胃がんの受診率が低いことから、胃がん検診にピロリ菌検査の導入をする考えはないかお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） ピロリ菌検査につきましては、胃の疾患への影響は判明しておりますが、胃がんの判定については、難しいとの見解が医師からも言われております。国においても、血液検査における胃がん検診が模索されておりますので、今後の国の動向を注視してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（野口久之君） 森田君。

○14番（森田幸子君） 国会のほうでも、このピロリ菌検査について厚生省に質問された折に、このことを認めていただける、また、検討していただける段階に入っていると思います。また、この本町からも、このピロリ菌検査の導入を国のほうに強く訴えていただきたいと思いますが、その考えはどうかお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 国へ要望してまいるということについては、異存ございません。

○議長（野口久之君） 森田君。

○14番（森田幸子君） 次に、（3）肺がん検診など他のがんの受診率はこれまでと比べてどうであったか、また、今後の受診率の目標はどう考えているのかお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 現在、京丹波町では、肺がん、胃がん、大腸がん、前立腺がん、子宮がん、乳がんの六つがん検診を実施しております。目標受診率は国と同じく50%としております。受診率50%を達成しているのは、子宮がん検診のみであります。肺がん、大腸がん、前立腺がん、乳がん検診は受診率40%台で、胃がん検診率は20%となっております。過去5年ほぼ同様の受診率となっております。

今後受診率については、50%を目標として、日曜健診や病院での個別検診の実施など、受けていただきやすい健診体制づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 森田君。

○14番（森田幸子君） この50%の目標はわかりましたが、これまでケーブルテレビとか、また、町広報などでは、住民検診、がん検診の受診の大切さを知らせていただいているのですが、以前にも提案したのですが、目につくPRとして公用車や町営バス等に受診勧告のマグネット版を作成し張りつけたりとか、また、ポスターなども作成し、各区や団体の方にもお世話になって受診の声かけや誘いをお願いする考えはないか、また、町としてもこれまでとは違った考え方などあれば、聞かせていただきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） いろいろご提案いただいていることは、よいことだと思います。バスとかそういうことについては、今、考えてはおりません。ここにこうして出席している者だけでも、がんについての検診を受けてもらうようにそれぞれ話をしてもらうことで、かなりの受診率が上がるのではないかというふうに考えております。私自身も広報に頑張っていきたいと、そんな思いであることは申し上げておきます。

○議長（野口久之君） 森田君。

○14番（森田幸子君） 今、亡くなられた方で、がんで亡くなられたということは本当に近年たくさんおられます。本当に今も言いましたように、町広報紙であっても体験をつづたりとか、いろいろ受診率のアップのために努力をしていただいておりますが、何かまた違った策を考えていただき、受診率向上に努めていっていただきたいと思っております。

次、（4）本年6月議会において、がんちゃんの冒険のDVDを学校で利用してはどうかの質問で、早速、取り上げていただきありがとうございました。今回は、政府が6月に新た

に策定したがん対策推進基本計画にがん教育の推進が盛り込まれたこともあり、小中学生にがんの予防治療の正しい知識を専門家によるがん教育の取り組みが広がりつつあります。京都の大谷中学校では、専門家によるがん教育が行われました。がんを早くから意識し、生活に心がけていけば、日本もがん患者の数が減ると思うと保護者にも好評でした。そして、「大切な人をがんで亡くさないため」にをテーマに考える時間を設けて、自分に何ができるかを考え、生徒に発表させていました。生徒は、「最初は、がんは怖い病気、死んじゃう病気と思っていましたが、早期発見で治せると知り、安心しました。」「家に帰ったら、親に検診を勧めたい。」と口々に答えていたそうです。そうした反応を受け、専門家は子どもたちはきちんと理解し、親に逆教育してくれるほどだ。親の世代がちょうどがんを発症しやすい年齢層にある。その世代の検診率アップにつながればと、波及効果に期待を寄せています。

そこで、小中学生に専門家によるがん教育を推進する考えはないかお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 小中学校におけるがん教育についてでございますけれども、小学校では、五、六年生の保健の授業において、糖分、脂肪分、塩分などの摂り過ぎ、あるいは、運動不足などが原因という内容で、がんも含めて、生活習慣病について学んでおりますし、また、中学校では、保健体育の授業で、子宮頸がん予防ワクチン接種の奨励をしながら、生活習慣病の予防と早期発見、早期治療を行うことの大切さを学習しているところでございます。

議員ご提案の専門家によるがん教育についてでありますけれども、生涯のうちに国民の二人に一人が罹患すると推計されておりますがんにつきまして、子どものころからがんに対しての正しい知識と予防のための生活習慣をつけることは、大変重要であるというふうに考えておりますので、今後、学校と十分連携しながら、研究させていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 森田君。

○14番（森田幸子君） （5）続いて、がん基本計画の具体的計画には、成人の喫煙率を10年以内に今の19.5%から12%まで下げるとし、受動喫煙については、飲食店で15%、職場では8年以内にゼロを目指すとしている。本町については、この計画を踏まえ、具体的にどのような取り組みを考えているのかお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 平成23年度の京丹波町の喫煙率は11%、平成24年度生活調査アンケートでは喫煙率13%であり、がん対策推進基本計画の目標値であります12%にほぼ近い数値となっております。現在、きょうと健康長寿推進南丹地域府民会議たばこ環境部会に参加しまして、京都府や教育委員会と一緒に、街頭啓発なども行っております。

また、若い世代の喫煙防止のための乳幼児健診時にチラシを活用した啓発活動も行っております。今後も、これらの活動を継続しながら、平成24年3月に京都府で策定された受動喫煙防止憲章に基づきまして、公共性の高い施設の敷地内禁煙や検診時に禁煙外来の受診を勧めるなど、受動喫煙防止対策に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（野口久之君） 森田君。

○14番（森田幸子君） 以前にも何回か受動喫煙について、質問させていただきました。公共施設内での禁煙も即実現していただき、ありがとうございました。後のことで、入り口に灰皿が置いてあるのが、私はすごく前にも町長さんにもお願いしておりましたが、特に、子どものいる場所での入り口での灰皿の設置を、また再度、確認していただき、取り払っていただけたらうれしいと思います。

次に、2番の健康づくりについて、去る8月23日、丹波自然運動公園にて開催された夏季巡回ラジオ体操、みんなの体操会には、子どもからお年寄りの方まで多くの皆さんに参加していただき、盛大に開催ができました。早朝より元気いっぱいラジオ体操をして、身も心もすがすがしくなりました。何より、京丹波町の紹介と皆さんの元気な声がラジオを通して全国に流れたことはとても感動しました。夏の思い出として、寺尾町長さんの挨拶の中にもありましたように、きっといい思い出となるでしょう。

さて、参加賞でいただいたパンフにラジオ体操の運動効果を書いてありました。いつでもどこでも誰でも手軽にできるラジオ体操は、ふだん余り使われない筋肉や関節をバランスよく動かし、全身の機能を活性化させます。効果を得るために大切なのは、毎日続けること、そして、子どもの頃の記憶に頼らず正しい動きで体操すること、長年続けてこられた皆さんからは、肩こりがなくなった。風邪を引かなくなった。よく眠れるようになったなどの声を多く聞かれているそうです。わずか、3分、究極のエクササイズとして、健康維持、滋養に大きな効果があるとして、今、このラジオ体操が注目されております。健康づくりの一環として、朝に告知放送でラジオ体操の曲を流す考えはないか伺います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 現在、平成22年に作成しました健康増進計画に基づきまして、昨年

度から高齢者の健康づくりを中心とした取り組みとして、「なんたん元気づくり体操」の普及を試み、ケーブルテレビを通じて、毎日4回放映しているところであります。今後は、普及状況なども確認しながら、ラジオ体操の告知放送についても情報センターと連携を図り、検討してまいります。

以上です。

○議長（野口久之君） 森田君。

○14番（森田幸子君） 今回、この行事にありましたラジオ体操を機に、また、前向きに早急に検討していただき、よろしく願いいたします。

三つ目、国道27号の交通安全対策について。

国道27号下山バイパスが開通し、道幅も広く快適に走行ができ、自然のうちにスピードが出やすくなり、事故には十分気をつけていただきたいところであります。

この下山バイパス長野の信号交差点であったことですが、和知方面に向かって走っていたトラックが信号交差点を左折したときに、減速が十分でなかったために、遠心力で左前後のタイヤが浮いてしまって、もう少しのところで横転しそうになったのを反対車線でとまっていた住民さんが、大変怖い思いをされたそうです。この話を黒瀬区の住民さんに話していたところ、黒瀬区の住民の皆さんもこの信号機ができた当座、左折するときがとても危ない交差点だと話題になっていたそうです。

交差点になれない運転手であったりすると、反対車線に入って信号機が稼働していることがたびたびあるそうです。大きな事故が起こらないよう、左折安全対策の標識を取りつける要望を国交省にすべきではないかお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 道路交通法第34条により、交差点内では徐行して通行することとなっていることから、法規に定められた運転をしていただければ、ご指摘のような事案は発生しないと考えております。

また、交差点を左折する際の安全対策としての標識について、国土交通省と公安委員会に確認いたしましたところ、交差点を右・左折する際の徐行を促すよう標識は存在しないということでありました。右折にしても左折にしても、徐行を促すような標識については、存在しないということでありました。

いずれにいたしましても、ドライバーが法規を遵守していただくことで、安全が確保できるものと考えております。

なお、当該交差点において、横転事故が発生するような事案があったことにつきましては、

既に、国交省、南丹警察署へ連絡いたしております。

以上です。

○議長（野口久之君） 森田君。

○14番（森田幸子君） 次、4番、国道9号の交通安全対策について。

国道9号観音峠の観音トンネルは、1935年の竣工から77年が経過しています。その間、5年ごとに漏水どめの点検と毎日の構造物点検で今日まで維持管理がされているところでもあります。セメントの寿命は50年といわれております。観音トンネルも見るからにも、老朽化が進んでおります。

また、峠の道にあっては、大変なS字カーブで死亡事故も多く、冬の凍結や雪道になると危険性が高くなり、特に、毎日の通勤が大変であります。

そこで、水戸から園部木崎までを結ぶ国道9号バイパス整備の要望を国交省にすべきでないか伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 観音トンネルの状況につきましては、京都国道事務所に問い合わせましたところ、年次点検や日常の点検修繕によりまして、現在のところ問題がないということでもあります。

また、国道9号バイパスを新規要望してはどうかということですが、現在、新水戸区内と水戸区内の交差点改良について、長年にわたり地元とともに国土交通省へ要望してきたところでもあります。ようやく、実現に向けて動き出しているところでもあります。そうしたことで、現時点では要望することを考えておりません。

以上です。

○議長（野口久之君） 森田君。

○14番（森田幸子君） 先ほど、申し上げましたいろんな交通事故が多いとか、道のS字カーブについては、大変な道であるということは、町長さんはどのようにお考えでしょうか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） そのことは、当たられたこともあるので、よく承知しております。

○議長（野口久之君） 森田君。

○14番（森田幸子君） 今、水戸のほうの工事の申請でということですが、先々、本当に全ての皆さんが、住民が通る道でもあります。また、縦貫道も今、国のほうでは、していただいている最中でもあります。こういう地元の声もあるということ、またとめていただきまして、また先では、こういうような計画も、また進めていただきますよう要望してまいります。

よろしくお願ひいたします。

以上で終わります。

○議長（野口久之君） これで、森田幸子君の一般質問を終わります。

これより暫時休憩といたします。午後は1時15分まで休憩といたします。

休憩 午前11時38分

再開 午後 1時15分

○議長（野口久之君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、山内武夫君の発言を許可します。

山内君。

○15番（山内武夫君） それでは、ただいまから、通告書に従いまして、一般質問を行いたいというふうに思います。

まず1点目は、道路網の整備と安全対策について、2点目には、農業振興対策について、3点目に医療費の抑制と健康づくりについて、以上、3項目につきまして、町長にお尋ねをしたいというふうに思います。

まず初めに、道路網の整備と安全対策と題しまして、京都縦貫自動車道の進捗状況等につきまして、お尋ねをしたいというふうに思います。

この京都縦貫道は、平成26年度の完成というようなことで、現在、工事が進められておりますが、今まで、地域住民には、なかなか工事の進捗が目に見えてこなかったというような実態もあるわけですが、その中で、本当に平成26年度中に完成するのかどうかというような声も聞かれておりました。

しかしながら、最近、173号線を走ってしましても、至るところで、工事のほうが進んでまいりまして、国交省のほうもいよいよ本格的にラストスパートにかかれたなというようなことで、平成26年度完成が実感ができるようになりまして、町民の不安も一定、解消に向かっておるといふふうに感じております。

が、一方では、工事が進んでまいりますと、今度は交通量のほうが、ダンプの運行等が1日に100台とか、150台とかというようなことで聞いておりまして、交通安全対策は本当に大丈夫なのかといった心配の声が地域住民から聞こえてまいります。最近、9号線、また、173号線等々、大変大きな事故が発生しておるといふ状況の中で、大変、心配の声をお聞きするわけですが、そこで、これら町民の心配の声を代表して、町長にお尋ねをしたいというふうに考えておりますが、町長からは、平成26年度完成もう間違いなし、大丈夫だといふような力強いメッセージを町民に発していただきたいといふようなことで、

お尋ねをいたします。

そこで、まず、丹波インターから和知インター間の地区ごとの用地と事業の進捗状況、そして、本年度における事業箇所につきまして、まずはお尋ねしておきたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 丹波綾部道路の用地の進捗状況につきまして、7月末時点で第1工区の丹波インターから瑞穂インターまでの間は約97%、第2工区になっております瑞穂インターから京丹波わちインターまでが約99%。全体といたしまして、約98%の用地買収が完了しております。工事の着手率につきましては、同じく7月末時点で、約61%となっております。また、本年度の事業予定といたしましては、事業費161億円となっております。現在、工事中の17件と入札手続中の9件と入札準備中の28件の工事が予定されております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山内君。

○15番（山内武夫君） ただいまご答弁をいただいたわけですが、7月末現在の用地取得率が全体で98%、また、工事の進捗率は61%というようなことで、順次、工事のほうを着々と進んでおるなということ、実感をしておるわけですが、その中で、地権者のうち、何人が現在未契約の状態なのか、工区別にお知らせを願いたいというふうに思いますのと、あと、土地収用法に基づく手続が、昨年からは進められておるわけですが、現在まで地権者との交渉が不調に終わった未買収の件数、何件あるのか。また、今後、府の収用委員会のほうに、収用裁決の申請を行った場合、その取得はいつごろになるのか、その点につきましてもお尋ねをしておきたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 先月8月8日の日に国土交通省なり京都府、また、用地取得を担当しております京都府の土地開発公社と町によります調整会議がございまして、その中で、先ほど町長の答弁にありましたように、7月末で98%取得となっているということでございました。

未契約者の方につきましては、全幅員4車線で21人であり、うち、収用にかかりますものは暫定2車線の供用で進められているため、必要となる地権者数が18件ということになります。

既に、裁決申請の縦覧を町のほうで行うんですが、その縦覧のため、写しの送付を町が受

け取りましたのは、8件でありますので、残る10件につきまして、随時、手続のほうを進めていかれるというふうにお聞きいたしております。

工区ごとにつきましては、ちょっと細かいところまでは、確認できておりませんので、ご容赦いただきたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 山内君。

○15番（山内武夫君） はい、わかりました。

それで、現在、三ノ宮地内のほうで城山中心にいたしまして、残土の搬出がされておるわけですけれども、地元区の説明では、1日に100台を超える車両が走行するというふうに言われております。本年度末には瑞穂トンネルのほうの工事の着工も予定をされておるところですが、工事着工、具体的にいつごろになるのか、また、今後の交通量と安全対策をどのように捉えようとしておるのか、その点につきましてもお尋ねをしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 現在、国道173号線沿線の工事が9件施工中であります。各工事につきまして、関係車両の台数が1日おっしゃっているとおり、最大150台を超えることがあると聞いております。また、瑞穂トンネル着手によりさらに増加することから、住民生活に影響が出ないように、国土交通省において、各工事間での台数調整を行っていただいております。町といたしましても、地域住民の皆様に説明を行い、安全対策を考えていきます。

また、府道京丹波三和線につきましては、前回の工事で損傷した箇所を修繕した上で、工事車両の運行をしてもらうようにしております。

合わせまして、一部狭小区間の拡幅も検討中であり、国府町と連携とりながら住民生活への影響を軽減しながら、事業を推進してまいりますということで、残余は担当課長から答弁させます。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） トンネル工事の着手時期等につきましては、今、町長の答弁にありましたように、損傷している箇所の補修なり、狭小区間の拡幅が改良したのちに着手するという事になっておりまして、現在、坑口のほうの整備のほうを進められております。

現在、お聞きしているところでは、年末、あるいは、年明けぐらいというふうにご本格的にダンプ等の搬出はそれぐらいになるというふうにお聞きいたしております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山内君。

○15番（山内武夫君） ただいまご答弁いただいたわけですけれども、今月から、三ノ宮地

域の妙樂寺地内でも、国道173号線横断の高屋川橋の下部工事が来年の2月末までの工事で着工されるというようなことを聞いておりまして、そのダンプの往来が1日50台というようなことで聞いております。

今後、今もありましたように、瑞穂トンネルの工事と合わせまして、相当量の車両が運行するということになると思います。特に、今月から来年2月まで、三ノ宮の花ノ木の改良工事が行われるわけですけれども、それによりますと、10トンダンプで1日約140台が173号線を通って亀岡の大井町まで走行するということになっておりますが、特に、府道の26号線は大変狭小区間もありまして、路盤の痛みも激しくなるというようなことを聞いておりますが、今、安全面では、法定速度を守って、安全運転のマニュアルピストンというようなことで、業者のほうからも聞いておりますが、今後、一層、事業が進みますと、事業も錯綜してくるというような状況の中で、沿線住民に事業概要等の説明を十分する必要があるというふうに考えておりますし、今、地元区のほうには、説明に国交省のほうからも入っていただいておりますけれども、やはり、そこを通過する沿線集落についても、十分説明をされたいというふうに考えております。

合わせまして、今も言いました、特に府道26号線の安全対策ですけれども、住民のほうからも地元のほうからも、大変、狭小区間があるというようなことで、要望も出ておるわけですけれども、具体的にどのような補修をされようとしておるのか、お尋ねをしておきたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 狭小区間の部分につきましては、2車線で改良していただきまして、ダンプなり地元車両が待つことのないように通過できる幅員を確保したのち、工事車両を走らせるということで、現在、道路の管理をしております京都府のほうと国土交通省で調整をさせていただいております。

また、路面の痛んでいる箇所につきましては、一部オーバーレイはありますが、部分的といたしますか、土を積んで運搬する区間173号に対しまして、左側の区間につきましては、ほぼ舗装の打ちかえを行いまして凹凸のない状態にし、ダンプの通行による騒音等も控えるような形で補修を行った後、運行するというように確認をいたしております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山内君。

○15番（山内武夫君） 今、安全対策というようなことで、答弁をいただいたんですけれども、地元区のほうからもそういう要望も出ておりますし、また、その沿線の住民に対しまし

ても、そういう説明を十分していただきますように、強く要望しておきたいというふうに思います。

次に、府道の京丹波三和線の改良促進につきまして、お尋ねをしておきたいというふうに思いますが、この道路の改良促進につきましては、既に町長なり、副町長も、改良促進同盟と一緒にあって、また、先頭に立っていただいて、要望活動を行っていただいております、実態というのは、よくご承知のとおりであります、ここで改めて、お尋ねをしておきたいというふうに思います。

この道路の改良促進につきましては、当時の丹波瑞穂の沿線住民のみならず、三和町の沿線住民、行政も一体となった中での要望事業として、昭和40年代から改良促進同盟が結成をされまして、今日まで活発な要望活動などが展開がされてきたところでありまして、そこで四十数年に及ぶ要望なり要請活動の中で、近年、年々改良も進められておりますけれども、現在の工事の進捗状況と本年度の予定事業につきまして、お尋ねをしておきたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 府道京丹波三和線につきましては、全延長は16.2キロメートルのうち改良済み延長が10.34キロメートルであります。したがって、改良率は63.8%となっております。本年度の事業用途につきましては、質美上野、質美和田、質美庄ノ路地区の未改良区間における用地取得を完了していく予定と聞いております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山内君。

○15番（山内武夫君） ただいま、ご答弁をいただいたわけですが、工事の進捗率、京丹波三和線全体で16.2キロで改良率63%ということでしたけれども、それでは、下山から三ノ宮まで、この間11.4キロあるんですけれども、その改良率は何パーセントと見ておられるのか、お尋ねをいたします。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 済みません。現在手元に数字がございません。現在残っております質美から三ノ宮では1.5車線改良の区間もございまして、その部分でも完了している区間、その部分を含めた数字等もございしますので、お許しいただけるのであれば、後ほど報告させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山内君。

○15番（山内武夫君） この道路、先ほども言いましたように、四十数年間に及ぶ要望活動を町を挙げて取り組んできていただいておりますけれども、今もありましたように、全体では、6割強が完成ということですが、中でも、この猪鼻から大身の間、福知山市になるんですけど、それが京都府の言ってみれば政策道路としての位置づけのもとに早期完成をされたものだというふうに認識をしております、三ノ宮から下山までの完成にはこの今の速度でいきますと、まだ相当の年月がかかると、今まで40年ほどかかっておりましたので、今後、何年かかるかわからないというようなことなんです、そういう中で、合併した和知、丹波、瑞穂を結ぶ幹線の道路でもありますので、一日も早い完成を望むところであります。

その中で、特に、東の玄関先に当たります下山駅の周辺の整備につきましても、現在ではもう手つかずの状態でありますけれども、具体的な青写真をやはり今日提示すべき、そういう時期に差しかかっているのではないかというふうに考えるんですけれども、町長の見解をお聞きをしておきたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 言ってもらったとおりであります。何か所か改良するための予定路線が過去提示されたようではありますが、とにかく地元がもう一つまとまりきらないで現在に至っているということを聞いております。したがって、私も今年の下山公民館での町長と語るつどいで、やはりそろそろ要望するに当たっては、地元の皆さんの意見集約が大事な時期に差しかかっていると考えているので、一緒にそのことを真剣に考えていきたいということをお願いをいたしました。全く同感であります。

以上です。

○議長（野口久之君） 山内君。

○15番（山内武夫君） 地元のほうの意見も十分聞きながら、検討していただきたいというふうに考えております。

次に、府道の上野水原線の改良につきまして、質問したいというふうに思いますけれども、この件につきましては、私も再三質問しておりますけれども、道路延長が5.7キロメートルで京丹波町梅田地域から下山に通じます主要道路として、朝晩は通勤帯とか、高校生の下山駅の通学に欠かせない道路となっております、国道9号から173号線、27号を結ぶ主要道路というふうに考えておりますが、現状、町としてどのようにこの道路のことを認識されておられるのか。また、今後の改良計画を町として、どのように考えておられるのかお尋ねをしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 府道上野水原線につきましては、井脇地内において、およそ1,700メートルの区間が未改良区間となっており、狭小な場所や路肩が未舗装となっている箇所、また、国道9号との交差点部において、視距が確保されていないことについて、確認をいたしております。早期改良に向け、京都府へ要望を行っております。この未改良区間の改修について、南丹土木事務所に問い合わせましたところ、新規事業的な取り扱いには町内におけるほかの事業との優先順位の整理が必要となることから、困難であるとの一定結論でしたが、用地を調査し、官地の範囲内で簡易な施工により、拡幅改良が可能な箇所であれば、予算の状況を見ながら、年度末ごろに一部でも施工できるようにというような考えを示されたところであります。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山内君。

○15番（山内武夫君） この道路ですけれども、井脇集落を過ぎて国道9号の境に至るまでの間が長年放置状態であるというのが、町長もよく認識をしていただいておりますというふうに思うんですけれども、道路というのは起点から終点までつながって、初めて道路としての機能を果たすものでありまして、本来、府道といいますのは、2車線以上であるべきもので、現状では道路としての機能といいますか、役割を果たしていないというようなことが実態というふうに考えております。

そういうことで、この道路の改良につきましては、今年度につきましても、地元の議員であります西山議員だとか、岩田議員も一緒になって南丹の土木事務所のほうに要望してきた経過もあるんですけれども、特に、井脇集落から開発団地に通じる約100メートル間が非常に狭小だということになっておりまして、交通安全上も大変問題だというふうに考えております。

町長も現地のほう、十分見てもらっておるというふうに思いますけれども、その一部区間を今も答弁ありましたように、圃場整備するとき、換地がされておったということで、道路用地として、改変がされているのではないかと考えておりますし、この道路につきましては、比較的交通量も少ないということもあるんですけれども、そういう中で、2車線というのが原則ですけれども、2車線になりますと、今も言いましたようになかなか時間もかかるし、お金もかかるというような中で、せめて車がすれ違いができるようにということで、工夫をされた工法に1.5車線化の工法があるというふうに考えております。

幅員が2車線に足りなくても、待避所の設置だとか見通しの悪いカーブ区間の改良につい

て、小規模な工事を行うことによって、安全性の改善を図ると、そういう目的で今も言いました1.5車線の道路整備というのが、各地で採用されておるといふことでもあります。

今も、答弁でありましたように、換地の範囲内で年度内に施工について、検討したいといふことでしたけれども、現状を見てもらったとおり、道路幅は一定、確保されておりますし、そういう工法も含めて工事着工に何ら障害はないといふふうに考えています。言ってみれば、やる気さえあれば、いつでもできるのではないかといふふうに考えておりますが、再度、町長のご答弁をいただきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 多分、改良できたのは桧山に向かっては走りやすいように、いわゆる住宅地域で優先的にできていますね。峠を越えて、今、申しましたとおり、国道9号線との交差するところの視距が非常に悪いですね。あれをまず、解決しておかないと、井脇の人は、今、桧山に向かっては非常に走りやすくなっています。

ただし、水原までということになるとその場所が非常に危険だといふことで、ある程度、その辺が解決しないと、全部やって、地域住民でない方がどんどん通られて、事故が起きたらかなわんという思いが、そんな説明聞いたことないけど、自分で走ってみて、そういうことがあるのかなといふふうに、まず、思っております。

何にしましても、今、3人の議員さんのお名前を聞きました。と一緒に、この上野水原線府道改良について、私も要望活動を積極的にしたいと提案させていただいておりです。

1.5車線で要望していかないと、現状、非常に難しいなといふふうにも考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山内君。

○15番（山内武夫君） ぜひとも、精力的な運動を展開していただいて、一刻も早い改良にお願いをしたいといふふうに考えております。

続きまして、農業振興対策につきましてお尋ねをしたいといふふうに思います。

農業を取り巻く環境、もうこれは、ご承知のとおり大変厳しいものがありまして、後継者もない、また、耕作放棄地も増えてきて、高齢化も進んで今では現役バリバリの昭和一桁生まれの年代の方、もう既にこの方が75歳になっておるといふようなことで、そろそろ引退の時期も近づいてきておるといふことで、ここ一、二年の間に、担い手の中枢部隊がなくなってしまうといふようなこういう危機的な状態だといふふうに感じております。そこで、元気を取り戻して、未来を切り開くには、やはり、経営能力の高い担い手の育成をすること、すなわち、強い担い手をつくる必要だとそのことが解決策だといふふうに考えており

ます。

そこで、次の点について、町長にお尋ねをしたいというふうに思います。

まず1点目は、京丹波町におきます年齢別の農業の就業者数と経営耕地面積別の規模数の現状等についてお尋ねをしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 2010年ですけれど、農林業センサスの結果で申しますと、年齢別農業就業人口につきましては、総計で1,485人、そのうち、65歳以上が1,191人で、全体の80.2%を占めております。経営耕地面積規模別の経営体数は、総計で1,288、そのうち1ヘクタール未満の経営が1,008で、全体の78.3%を占めております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山内君。

○15番（山内武夫君） 今、2010年の農業センサスの状況というようなことで、お知らせをいただいたんですけれども、農業就業者の80.2%が65歳だというようなことで、ちょっと見ておりますと、前回の5年前の調査より、平均年齢では4.3歳上がって、約72歳になってきておるということで、高齢化が進行してきておるといのがわかるわけでございます。

また一方では、1ヘクタール未満の方が全体の78%というようなことで、ほとんどの方が零細の農業ということになっておりますが、一方では、3ヘクタール以上と言われておりますそういう形態が増加をしておりますして、経営の大規模化といのが進んでおるといふうに考えております。

また一方では、耕作放棄地、これにつきましても、今回の調査では103ヘクタールということで、前回より23ヘクタール耕作放棄地が増加をしておるといことになっております。

そこで、本年度町の予算の中で、遊休農地の利用状況の調査というようなことで、これ、人件費やというふうに聞いておりましたが、255万円計上されておるんですけれども、本年度の取り組みの状況を合わせまして、この調査を元にどのような活用をされようとしておるのかお尋ねをしておきます。

○議長（野口久之君） 久木産業振興課長。

○産業振興課長（久木寿一君） お尋ねの遊休農地利用状況調査の件だと思うわけでございますけれども、これにつきましては、農業委員会のほうで、取り組みをさせていただいております。

して、毎年行うということにしております。それぞれ、農業委員さんが担当受け持ちの地域を回っていただきまして、その経営状況を把握してもらおうと、その中に遊休農地があれば、それをつかみ、それから、その遊休農地の所有者に対して、今後の農地の耕作の意向等をお聞きしまして、希望があれば、ほかの担い手に紹介するなりして、遊休農地を少しでも減らしていこうというような取り組みをしております。

なかなか、遊休農地が出る圃場につきましては、条件が悪いところが多くございまして、すぐさま担い手の方が、そうしたらつくってやろうという方がなかなか現れないんでございますけれども、現状を把握することがまず第一ということで、毎年、農業委員会の委員さんにお世話になって、利用状況調査をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山内君。

○15番（山内武夫君） 今、答弁いただいたんですけれども、遊休農地の課題とそれから、農業者の高齢化、後継者不足が町の大きな課題の一つだというふうに考えております。

特に、農業の後継というのは、元来、個々のそういう農家の中で、こういう問題というのが、解決が図られてきたというふうに考えておりますが、今後、後継者の確保が、大変困難になる農家も出てくるというような中で、家族以外の第三者に経営を継承するという、そういう選択肢も必要になってくるのではないかとというふうに考えておりますが、町長のお考えをお聞きをしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 確かに、そういう視点もあると思います。昔は、農業というものは人海戦術と申しますか、家族で農業を営んでいたというふうに私は理解しております。ところが、遊休農地が発生するということが、こうした町議会で、課題だなというふうに共通の認識が持てるということで、私は、そもそも遊休農地を出さないということは大事なんですけど、なぜ出るかという、やはり、消費が減っているということだと思っているんですね。

したがって、全てがこうした市場経済で、日本は市場経済の国なんですけど、消費が減ってくるとこういう問題に派生するということであります。遊休農地を含む農林業全てが、現在、こうした中間地での課題だというふうに思っております。

したがって、機械化がこれほど進んでまいりますと、一旦、耕作放棄地といわれる荒れた農地になったとしても、米の消費が増える、需要が増えますと、放っておいてもある面で言ったら、担い手ができて、そうして、農業が振興するんだというふうに考えているわけなんですけれども、行政の長としては、そんなこと言っておれない。やはり、新規就農者相談等

を含めて、積極的に遊休地が発生しないように頑張っていきたい、そんな思いであることを申し上げておきます。

以上です。

○議長（野口久之君） 山内君。

○15番（山内武夫君） そこで、次に、新規就農者支援について、お尋ねをしたいというふうに思いますが、農業の担い手として、本町においても新規の就農者の支援が行われておりますけれども、本町の新規就農者の現状と今後の具体的支援策について、お尋ねをしておきたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 新規就農者相談は、年々増加傾向にまずあります。毎年、10人程度の相談を受けている状況で、そのうち、実際に、就農された方が、平成22年度は2人、23年度では4人ありました。新規就農者への支援につきましては、就農計画の作成支援のほか、研修段階では、京都府の担い手実践農場整備支援事業や就農研修資金を活用し、就農段階では、京丹波町農業後継者育成対策事業や、就農施設等資金を活用するなど、就農者の実情に合わせた支援を実施いたしております。

今後は、新たな新規就農者の支援として、国の「人・農地プラン」と京都府の「京力農場プラン」に基づく青年就農給付金につきまして、その積極的活用も促していきたいと考えているところであります。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山内君。

○15番（山内武夫君） 今、ご答弁をいただいたところですが、若い後継者を確保する、そして、定着を促進するためというようなことで、農水省が本年度からの新規事業といたしまして、新規就農総合支援事業を創設をされております。

本町でも、今回の補正予算で、その経費が計上されておりますけれども、支援事業の柱となるのが、青年就農給付金でありますけれども、この給付金制度を農業支援、また、振興策の中で、活用すべきというふうに考えますけれども、再度、予算の内容など本町の取り組みの詳細について、お伺いをしたいというふうに思います。

合わせまして、町外の方が、京丹波町で、農業をやってみたいと、そういう強い願いを持っておられる、そういう新規就農者に生活支援対策として、例えば、家を借りられるのであれば、空き家活用として空き家を安く提供する。また、家賃の補助をするといった、そういう支援制度の創設、そういうことも検討すべきでないかというふうに考えますが、町長の見

解をお聞きをしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 済みません、詳細なので担当課長から。

○議長（野口久之君） 久木産業振興課長。

○産業振興課長（久木寿一君） まず、国のほうにおきましては、食と農林漁業の再生のための基本方針というのが立てられまして、その中で、人・農地プランの作成ということで、今、取り組みが行われております。京都府におきましては、中山間地域を多くかかえる条件であることから、京都府の人・農地プランを包括するような取り組みとして、京都の京の力と書いて、京力農場プランというような事業が今年度行われようとしております。

これにつきましては、地域の抱える農地の問題ですとか、担い手不足の問題、それらを集落で一緒になって話し合っ、5年後、10年後のその地域の農業のあり方について、ある一定の方向性を見出していこうというような取り組みの中でのプラン作成でございまして、その地域との話し合いの中で、いかに地域の農地を集積して、効率のよい農業を図っていくかとか、その地域の農業の中心となるような経営体、農業者をいかに育てていくかというようなところの中でのプランでございまして。

そういった中で、先ほども出ておりました青年就農給付金という制度がございまして。これにつきましても、京力農場プランに位置づけられた人が就農すればというような条件がございまして、地域と一緒に取り組んでいこうというのが基本となっております。

5年を最高に、年額150万円を給付するというものでございまして、その給付を受けるには所得制限ですとか、いろんな条件もかかってまいります、簡単に言えばそのような制度でございまして。このような国の制度がございましてけれども、本町におきましても、十分活用して、先ほど議員もおっしゃいましたような強い担い手づくりということで、取り組んでいきたいというふうに思っております。

生活支援についてのご質問でございまして、空き家の活用という意味で、現在、空き家登録バンク制度というのを設けてございまして、町内から空き家を提供していただいて、本町に住んで農業したいという方に照会をさせていただいておるわけなんですけれども、賃貸ですとか、売買の形態、居住される方の希望と所有者の希望というのがなかなか合致しない状況の中で成立が少ないような状況でございましてけれども、上乙見でしたか、1件成立しつつあるというので、久しぶりの成立が期待できそうな状況にもなっております。

これからは、この生活支援につきましては、この空き家制度を中心に、引き続き行っていきたいというふうに考えております。

○議長（野口久之君） 山内君。

○15番（山内武夫君） それぞれ、答弁いただいたんですけれども、町内からの新規就農者に対する家賃の補助等の検討はどうかということをお聞きしたいというふうに思っております。

それから、ちょっと時間がありませんので、次行きますけれども、農業の雇用について、次にお尋ねをしておきたいというふうに思います。

現状の今日の不況の状況の中で、職を失った方を新規就農者として育てていったり、農業法人で雇用したりする動きが各地で報告をされておりますけれども、未経験者の就農には乗り越えるべきハードルが高いというのが現実であります。そこで、人手の欲しい農家と農作業に従事したい人が、それぞれ仕事内容だとか、また、期間、賃金などのそういう希望条件を役場等に登録をすると、そして、条件に合う人だとか、希望する仕事がある場合には、個別に連絡をとり合って、そういうあっせんをするといいますか、農業人材バンクの創設をというようなことで考えておりますけれども、そういう中で労働力を必要とする農家に求職者をあっせんする、そういうような事業というのにも検討してはどうかというように考えておりますけれども、町長の見解をお聞きをしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） ご提案いただいております農業人材バンク制度につきましては、そういう方式も考えられるとは思っておりますが、現状の中で考えますとき、個々の農作業につきましては、シルバー人材センターへの依頼や農業公社への委託など、現在の担い手制度を活用することが望ましいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山内君。

○15番（山内武夫君） なかなか難しい問題も条件面でいろいろあるというふうに思いますけれども、本町の農業を応援してもらおうと、そういう立場から、今、言いましたような制度につきましても、今後検討していただきたいというふうに考えております。

次に、農事組合法人について、お尋ねをしておきたいというふうに思いますが、今、先ほどから言っておりますように、近い将来と言わず、明日にも農地の耕作放棄が予想される状況の中で、高齢化が進む中で、次代を担う若者を迎えるためには、法人化による新たな経営展開が不可欠というふうに考えておりますけれども、町としての支援策、どのように考えられておるのか町長にお尋ねをしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） これからの農業に向けましては、集落営農組織や認定農業者など、その地域の中心となる形態を育成することが重要であると考えております。

今、国や府の支援策につきましても、農業法人化、または、農業法人育成に対するものが設けられております。今年、4月に妙楽寺地区で農事組合法人みょうらくファームが、6月には安栖里地区で株式会社みとけが、それぞれ設立されました。今後も法人化への相談や協議などを受ける中で、安定した営農組織となるように支援してまいりたいと考えております。

また、国・府制度によるもののほか、町の農林漁業関係補助金制度など、独自施策としても、営農組織に対する支援をしっかりと行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山内君。

○15番（山内武夫君） 今もありましたように、集落営農の法人化を支援する、そういう事業が、現在、いろいろと取り組まれておりますけれども、そういう中で、経営体の育成支援事業というのがあるわけですが、これにつきましては、農業機械の導入費用の2分の1を上限なしで助成をするというものですけれども、一定の条件を満たした人も、補助限度が7割ということになっております。大規模の農業となりますと、機械も大型にならざるを得んというような状況の中で、初期投資というのも莫大なものとなってまいります。

そこで、町として、法人組織に対する助成、町としての独自施策、そういうものも講じる必要があるのではないかというふうに考えますけれども、町長のお考えをお聞きをしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 担当課からちょっと答弁させます。

○議長（野口久之君） 久木産業振興課長。

○産業振興課長（久木寿一君） 法人に対する支援でございますけれども、国ですとか府の支援事業、補助事業を活用しますと、町の補助金も上乗せした中で、最高7割というような、今現在、補助金を交付させていただいておるような状況でございます。残りの3割はなかなかそこまでさせてもらったほうがよろしいのでございますけれども、なかなかほかの町の独自施策との関係もございまして難しい状況にあります。

ただし、法人化をされますと、税制での課税軽減ですとか、資金無利子無担保無保証の貸し付けですとか、そういった制度もございまして、そういった中でできるだけその資金を必要な経費を押さえていただくというようなことで、ご支援をしていきたいというふうに思

っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山内君。

○15番（山内武夫君） 続きまして、農業者年金についてお尋ねをしておきたいというふうに思いますが、本町の農業者年金の加入状況、どうなのかということと、あと、年金制度のメリットの情報提供と活用ということに対しまして、どのようにされておられるのかお尋ねをしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 平成24年8月末現在の農業者年金の被保険者は13人、受給者が134人となっております。農業者年金制度の周知等については、農業委員会だよりによる加入呼びかけのほか、毎年10月に加入推進月間として農業委員さんにより精力的に普及活動を実施していただいております。さらに、要請があれば、京都府農業会議の職員と一緒に農家を訪問しまして、制度について詳細に説明するなど、一歩踏み込んだ加入促進活動を実施していただいております。

このように、農業委員会と京都府農業会議が連携して、周知普及に努めているところであります。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山内君。

○15番（山内武夫君） 今現状、国民年金受給者でひとり暮らしの高齢農家の年間で年金では生活費を支払うのがやっとだというような状況でございまして、老後を安心して過ごすためにも、年金の充実というのが大切だというふうに考えております。

そこで、農業者年金には若い農業者の担い手として、そういう頑張る方には、保険料の2万円のうち一定の条件のもとで、最高1万円、2割から3割、5割までの国庫負担があるというふうなことなんですが、この条件とはどういうものであって、現在、何人の方が適用されておられるのかお尋ねをしておきたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 久木産業振興課長。

○産業振興課長（久木寿一君） 大変申しわけございません。国庫補助の制度はございますけれども、詳細にわたる資料を持ち合わせておりませんので、お答えすることができません。

○議長（野口久之君） 山内君。

○15番（山内武夫君） 後日、報告をしていただきますように、よろしく申し上げます。なお、今、言いましたように、農業者年金につきましてのこの制度のメリットと申しますか、

そういう周知徹底につきましては、農業委員会だよりでもされておるということでしたけれども、現在、かけておられる方が13人で、受給者が134人ということでございますので、なかなかこの制度、厳しい制度だなというふうに考えておりますけれども、今後とも、やはり、新規就農ということと合わせまして、十分な情報提供をしていただくように、よろしくお願いをしておきたいというふうに思います。

それでは、最後に、医療費の抑制と健康づくりと題しまして、お尋ねしておきたいというふうに思います。

京丹波町においても、現在、高齢化率が34%を超えるというふうな状況にあります。

医療費の伸びというのが、高齢者の増加と医療技術の高度化によりまして、年々、増加傾向にあるということで、いかにして医療費を減らすかということが課題となっております。

このような中で、医療費の抑制を図るために健康は守るものということから、健康はつくるものだという視点に立って、諸施策を講ずるべきというふうに考えております。

そこで、町長にお尋ねをいたします。

まず一つ目には、町の国保会計収支です。年々増加する医療費に対応すべく、医療費の適正化対策、また、国保のヘルスアップ事業等の活用した保健指導事業等々を実施をしていただいておりますけれども、今日まで大変厳しい運営が続いておるといような状況でございます。

特に、被保険者の保険料は、決算でも聞いておりましたら200万円以下の所得の世帯の方が90%を占めると、そういう状況のもとで、これ以上の負担というのが、生活破壊にもつながるのではないかと考えておりますし、今後、国の財政支援の強化、そういうことを抜本的な改革が求められておるといふふうに考えております。

そこで、国保財政のやはり健全化のための方途をどのように考えておられるのか、町長のお考えをお聞きをいたしますとともに、医療費の適正化というようなことが言われておりますけれども、適正化とは具体的にどういうことを指すのか、町長の見解をお聞きをしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 国保財政の健全化に向けた方策といたしましては、短期的には、医療費適正化対策と国保税の収納率向上対策の取り組み、また、中長期的には健康の維持、増進に向けた保健事業の実施が重要であると考えております。

具体的には、医療費適正化対策として、ジェネリック医薬品の普及促進や、レセプト点検の充実と医療費通知に取り組んでおります。

収納率向上に向けた取り組みといたしましては、口座振替の一層の推進や、滞納者世帯への面談等を通じて、計画的な納付勧奨を行うとともに、京都地方税機構との連携を強化し、情報共有を図りながら、収納率の向上につなげていきたいと考えております。

また、保健事業では、特定健診や糖尿病重症化予防事業などにより、疾病の早期発見、重症化予防を行い、医療費の上昇をできるだけ抑えるように取り組んでいるところであります。

合わせまして、被保険者はもとより、広く町民の皆さんに対して、本町国保の健康づくりに関する取り組みや財政状況、医療費の動向等をお知らせすることが国保制度の役割や必要性、あるいは医療費の大切さ等を理解していただくことにつながり、今後の国保財政の安定的な運営につながるものと思われますので、広報紙等を通じまして、本町国保の現状等を積極的にお知らせしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山内君。

○15番（山内武夫君） 平成24年度の国保会計の予算では、基金の取り崩しを8,000万円されておりまして、国保税も、ここ3年間据え置きをされてきましたけれども、基金がなくなりますと、国保税を上げざるを得ないというような状態になるというふうに思います。上げないためにはどうするかということになるんですけれども、やはり、健康づくりと病気のそういう早期発見が唯一の方法だというふうに考えております。

そこで、保健事業として、特定健診事業を実施しておりますけれども、受診の状況はどうか、受診率の目標を65%というふうにされておりますけれども、平成22年度実績を見てみますと、49%となっております。大変低い現状から、受診率向上に向けての具体策をお尋ねをしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 本町の特定健診の受診率については、平成22年度実績で49%です。京都府内では1位となっておりますが、全国的な目標数値である65%には至っていないのは現状であります。

平成20年4月から始まった特定健診も5年目である今年度が第1期実施計画の最終年度となっており、平成24年度の実績に基づき、後期高齢者支援金が加減算される仕組みとなっていることから、本町においても、さらなる受診率向上に向けた取り組みを展開しております。

今年度におきましては、未受診者対策として、10月に集合健診を追加実施するとともに、京丹波町病院、あるいは、和知診療所において、個別検診を実施することとし、8月末に未

受診者の方に、受診勧奨通知をお送りしたところであります。

今後におきましても、受診機会の充実等を図りまして、疾病の早期発見、早期予防につながるよう、受診率向上に向けた取り組みを推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山内君。

○15番（山内武夫君） 本年度の特定健診の受診率向上に向けまして、個別検診の実施とか、未受診者に対するそういう分析はされておるのかどうか、また、特定保健指導の終了率、目標が45%に対しまして、平成22年度実績では、約14%というようなことで、極端に低いわけなんですね。担当課としては、これら受診率向上に努力はされておるといふふうには考えておりますけれども、結局、14%ということは、早期発見、早期治療でその重症化を防ぐということにつながるというふうには考えておりますし、特定健診の指導というものが疑われるというふうには考えておりますけれども、町長の見解をお聞きをしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 済みません。担当課から答弁させます。

○議長（野口久之君） 下伊豆住民課長。

○住民課長（下伊豆かおり君） 今年の特定健診、集合健診を終えまして、8月末で1,721人の方に受診勧奨をお送りさせていただいたところでございます。そのうち、10月の集合健診のお申し込み97件、そしてまた、病院、診療所での個別検診のお申し込みを68件頂戴いたしております。

また、未受診の理由として回答いただきました件数は、9月14日現在で392件ございまして、主には、病院に受診中であるということとか、職場で健診を受けたとか、いろいろ情報をいただいたところでございます。

また、特定保健指導の受診率向上に向けましての課題といたしましては、やはり、回数を継続していただくことが困難な被保険者の方がいらっしゃるということで、最終的な完了までの継続が難しい状況があるように見受けられております。

今後、その点について、より改善していく、検討をしていく必要があると考えているところでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 山内君。

○15番（山内武夫君） 次に、ジェネリック医薬品の本町での使用状況につきましてお尋ねをしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 本町のジェネリック医薬品の利用状況につきましては、平成23年6月から12月までの診療レセプトの7カ月間で見ますと、金額ベースで8.53%、数量ベースで21.85%となっております。

また、ジェネリック医薬品の普及促進につきましては、患者さん自身の考え方を初め、医師の許可、あるいは調剤薬局でのジェネリック医薬品の取り扱い状況等、さまざまな条件が必要となりますが、以前から国保の加入世帯を対象に配布しています小冊子でも、ジェネリック医薬品の利用促進に係る啓発を行っております。平成23年度の証更新の際には、ジェネリック希望カードの配布を行ったところでございます。

さらに、今年度からは、患者さんご本人が、ジェネリック医薬品への切りかえを希望されることが、普及促進に向けた一番の策と考えられることから、増え続けます医療費の抑制を目的として、ジェネリック医薬品に変更した場合の差額通知を送付する予定といたしております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山内君。

○15番（山内武夫君） 最後に、生活習慣病予防のためには、ウォーキングが大変効果があるということを言われておりまして、先般のラジオ体操にも1,500人の方、大勢の方が寄っていただきまして、大変意義あったなというようなことで、それだけ健康に関心があると思います。

そこで、ウォーキング運動を町として推進してはどうか、お尋ねをしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） ウォーキングはいつでもどこでも誰でも気軽にできる運動の一つであり、生活習慣病予防などにも効果があります。平成22年度までは、毎年ウォーキングを企画され、大勢の方が参加され、ウォーキングを始めるきっかけづくりとなっておりました。

地域でも、ウォーキングをされている方が増加しているように見受けております。現在は、教育委員会、老人クラブでも、積極的にウォーキングに取り組まれており、住民の方もさまざまな機会にウォーキングに参加していただいております。今後も町民の皆様が主体的にウォーキングを健康づくりに取り入れていただくため、あらゆる機会を通じて、ウォーキングを推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山内君。

○15番（山内武夫君） 以上で、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（野口久之君） これで、山内武夫君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。2時半まで。

休憩 午後 2時20分

再開 午後 2時30分

○議長（野口久之君） それでは、休憩前に引き続き、会議を続けます。

次に、篠塚信太郎君の発言を許可します。

篠塚君。

○2番（篠塚信太郎君） 公明党の篠塚信太郎でございます。通告に従いまして、平成24年第3回定例会における私の一般質問を行います。

1点目は、自然原発災害の防災、減災対策等についてお聞きをいたします。

東日本大震災では、想定される地震、津波に対する防災対策等が実施されていたにもかかわらず、想定外の大地震と津波によりまして、甚大な被害が発生したことは記憶に新しいところであり、改めまして大災害の脅威と恐ろしさを認識したところでもあります。

東日本大震災以降、自然災害や原発災害に対する国民の防災への関心は、非常に高まってきております。先日、政府より発表のありました南海トラフ地震では、死者最大32万人、京都府では7万棟全壊、消失し、最大900人の死者が発生するとの被害想定が発表されたところでもあります。

本町におきましても、活断層が縦断しておりますことから、連動し、大災害が発生する恐れがあります。このような大地震の防災・減災対策は、住民自ら命を守る自助、地域住民による自主防災による共助、そして、町行政による公助が機能すれば、被害は大幅に減災されると言われております。地域の防災力をどう高めていくかが、本町にとりましても大きな課題となっております。ところが、公助の基盤であります橋や道路などの社会資本の多くは、コンクリートの耐用年数の50年から60年が経過するなど、防災力の低下が指摘をされております。

公明党では、防災・減災ニューディール政策を打ち出し、10年で100兆円の集中投資で長引く不況から脱却し、災害に強い国づくりを目指した政策を進めているところであります。

本町においても、道路、橋梁や上水道施設などの社会資本は、コンクリートの劣化など老朽化による防災力が低下してきていると考えられますことから、災害時に、インフラやライフラインを守るために施設のリニューアルなどによる防災・減災対策を行う考えはないか、

お聞きをいたしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 道路、あるいは橋梁や上下水道施設など、新設に当たっては、定められた耐震基準に基づいて、設計、建設してきております。

特に、阪神淡路大震災など憂慮すべき震災の後では、より強固な構造物になるよう、設計基準の見直しが行われており、本町の施設もその基準に基づき構築を行ってきたところがあります。

老朽化による防災力低下への懸念でございますが、点検や損傷状況の確認を行いまして、早急に修繕が必要な箇所から、順次投資を行っております。

なお、施設全てをリニューアルすることにつきましては、限られた財源の中では、厳しい状況でありますので、今後も最小の投資で効果的な対応をしてみたいと考えているところであります。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○2番（篠塚信太郎君） ただいま、町長から、リニューアル、補修の計画も答弁願ったところでありますが、橋梁などは、コンクリートの耐用年数が来るまでに、長寿命化のリニューアルを行えば、架け替えするよりも事業費が半額で済むという試算もされておりますことから、順次、リニューアルを行うべきであると考えますが、今後の詳細な計画がございましたら、お聞きをいたしておきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 今、議員おっしゃられました50年以上経過している橋梁につきましても、346橋のうち67橋ということで、点検のほう終えております。

現在、橋梁の長寿命化の修繕計画のほうを立てておりまして、年次計画を立てまして、随時、修繕のほうを行ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○2番（篠塚信太郎君） 50年以上超えている橋梁が67橋梁ということでございますが、この事業費は、どれぐらい見込まれているのかお聞きをいたしておきます。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 全体の修繕の計画になるわけでございますが、全体の修繕の計画では事業費10億円ということで、計画のほうを立てていこうというふうに考えており

ますが、当面は、この修繕につきましても、国庫の社会資本整備の交付金を受けて、修繕を実施していきたいというふうに考えておりまして、年額約6,000万円程度の事業費で計画のほうを行っていききたいというふうに考えております。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○2番（篠塚信太郎君） 水道施設の浄水場、配水池、取水池などのコンクリートの耐用年数であります50年から60年に達する施設についても、今後、リニューアルが必要と考えられますが、そのリニューアルする概算施設数と事業費について、お聞きをいたしておきます。

○議長（野口久之君） 木南水道課長。

○水道課長（木南哲也君） 浄水場、配水池等、新規に築造する施設につきましては、最新の耐震基準に基づきまして、設計建設をしておりまして、配水池などは、昨今はコンクリートに変わるステンレス製の製品を採用するなど、防災を意識して進めております。

幾つあるかという数をただいま持っておりませんが、そのほかにも、統合事業によって、新しい施設に順次かえておるというところでもございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○2番（篠塚信太郎君） どれぐらいの施設があるかということは、資料がないということですが、そのリニューアルの計画は、いつまでに策定をされるのか、お聞きをいたしておきます。

○議長（野口久之君） 木南水道課長。

○水道課長（木南哲也君） ただいま、まだいつまでにとすることは、考えられておりませんが、現在は、統合事業でとにかく新しい施設を進めたいと、そういうように考えております。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○2番（篠塚信太郎君） 計画の策定期間が明確でないということは、施設管理とか、防災意識が低いと言わざるを得ません。これでは、将来の水道給水事業に不安がございます。早急に計画を策定すべきと考えますが、再度お聞きをいたしておきます。

○議長（野口久之君） 木南水道課長。

○水道課長（木南哲也君） 議員のご提言を尊重しまして、今後検討してまいりたいと思っております。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○2番（篠塚信太郎君） 次に、老朽化した役場本庁、それから中央公民館等公共施設の改築

を進めるべきではないかということにつきまして、お聞きをいたします。

役場本庁舎の改築につきましては、平成23年第2回定例会におきまして、建設からその当時52年が経過し、耐震強度も不足していると思われまことから、地域住民の安心安全を図るために、防災センターを兼ね備えた役場新庁舎を早期に建設すべきでないかとお聞きをいたしました。そのときの町長のご答弁は、災害に強い防災センターを兼ねた拠点施設として、建てかえは大変重要なことであり、今後、財政基盤の安定などを考慮しつつ、慎重に検討したいと、こういう答弁がございました。町長が、この建てかえの重要な要件とされております財政の健全化につきましては、平成23年度決算の健全化判断比率報告によりますと、実質公債費比率は15.3%と、財政健全化の判断基準であります18%に2.7%も下回っておりまして、財政基盤は安定しましたことから、役場新庁舎の建設を決断される時期が到来していると考えますが、どのように考えておられるかお聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 役場本庁舎につきましては、昭和34年に建築された建物であり、耐震基準を満たしていない、あるいは老朽化もしていることから、これまででも議会で答弁させていただいておりますとおり、改築等につきましては、今後、財政基盤の安定等を考慮しつつ、慎重に検討してまいりたいと考えております。

また、中央公民館など老朽化した公共施設につきましても、将来的には改築等をしなくてはならないと考えており、緊急度の度合いや、財政状況等を踏まえまして、計画的な整備を進めてまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○2番（篠塚信太郎君） 今回も建てかえの要件に、財政の健全化で判断をしたいということでありまして、私が先ほど申し上げましたのは、実質公債費比率で15.3%でございますが、それをさらに、もっと健全化しようとしているのか、また、ほかのところで、もっと健全化しなければならないということがございましたら、詳細にお答えを願いたいと思います。

○議長（野口久之君） 伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） 財政の安定化というふうなことで、それをどこに根拠を置くかということであろうと思っておりますけれども、確かに、実質公債費比率等につきましては、改善しております。ただし、将来負担比率等につきましても、改善はしておりますものの、まだ高い数値にあるということは事実でございます。

またさらには、いわゆるいつも話に出ておりますけれども、地方交付税の関係におきましても、一定の期間、平成27年度を過ぎますと一本算定になりまして、約10億円ほどの減額になっていると、そういうふうな状態もございます。

また一方では、合併特例債というものにつきましては、5年間の延長が決定をされました。その辺、含めまして、今後の重要課題というふうに認識をしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○2番（篠塚信太郎君） 実質公債費比率もほかにもあると、合併特例債も期限も来るというようなこともございますが、その実質公債費比率、何パーセントを目指しておられるのか、それをはっきり言ってください。でないと、これが実際、健全化になっているのかなっていないかという、これからの判断ができないわけにありますから、しっかりとこのパーセントを言ってください。

○議長（野口久之君） 伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） 実質公債費比率の目標でございますが、これにつきましては、行政改革大綱によりまして、18%台ということを目標として定めておりました。したがって、現在、この目標比率につきましては、下回ったという状況でございます。

ですから、何パーセントを目指すかというあたりにつきましては、今、確かな数字は持っておりません。当初の18%台というのを目標にしてきておりましたので、今後とも18%台に乗らないように健全財政に努めてまいりたいと、このように考えております。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○2番（篠塚信太郎君） 実質公債費比率であります、18%を大幅に下回っているわけにありますので、これで、なおかつまだ財政の健全化が判断できないというのはどうかなというように思いますし、建設の決断というのは、非常に難しい状況があるのかなというの思いますが、まずは耐震診断をされ、その結果により判断されてはどうかということをお聞きいたしておきます。

○議長（野口久之君） 伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） 耐震診断の関係でございますが、これにつきましては、当然やらなければならないということではございます。しかしながら、当然、昭和56年以前、それよりもずっとずっと前の建物でございますので、結果はおのずとわかっておろうかというふうに思っております。今後、この耐震診断、あるいは改修の努力義務というのが、いわゆる建築物の耐震改修の促進に関する法律というものの中で、定められておるわけでございます。

しかしながら、財政との兼ね合いもございまして、一気にこれを改修するというのは、なかなか難しいというふうなことで、現在のところは、優先順位をつけまして学校施設等から先に今、やっておるという状況でございます。

したがいまして、耐震診断も必要かもしれませんけれども、今、議員からご提言のありますように、新たな施設の建設というものを視野に入れた検討をさせていただきたいなというふうに考えております。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○2番（篠塚信太郎君） 次に、中央公民館の改築をすべきではないか、お聞きをいたしておきます。中央公民館は建設後来年で満40年を迎えると思っておりますが、阪神淡路大震災で主体構造に亀裂ができるなど、経過年数以上に老朽化が進んでおりまして、平成23年第1回定例会で全面改修を提案し、一部改修されたところではありますが、公民館機能のさらなる充実と高浜原発第一次避難先施設となったことなど、また、近くに活断層とため池が位置しているため、防災上、移転、新築される考えはないかお聞きをいたしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 現在は、計画ございません。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○2番（篠塚信太郎君） 中央公民館につきましても、昭和48年建設でありますから、現在の耐震基準以下というふうには思われますが、耐震診断を実施される考えはないか、お聞きをいたしておきます。

○議長（野口久之君） 伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） 現在のところ、耐震診断をする予定はございません。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○2番（篠塚信太郎君） その耐震診断をされない理由は何なのか、お聞きをいたしておきます。

○議長（野口久之君） 伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） 必要性は先ほども申しましたように、認めておりますけれども、現在、優先順位をつけてやっておるという中で、改修計画を想定した中で、そうした中では、またやる必要もあるかと思っておりますけれども、現在のところは、想定をしていないということで、ご理解を賜りたいと思っております。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○2番（篠塚信太郎君） 次に、高浜大飯原発で、原子力災害が発生したときの第一次住民避難計画では、和知地区23集落2,992人が蒲生野中体育館、また、山村開発センターほか11施設に避難することに断定的になっておりますが、原発事故で、避難した場合は、東電福島第一原発事故の避難状況を見ましても、また、姉妹都市の双葉町も1年6カ月経過した今日も避難生活を余儀なくされておられまして、原発事故は避難が長期化することから、避難所として指定した以上、避難生活に支障が出ないように、更衣ロッカー、シャワー、洋式水洗トイレ、洗面台、調理機器、授乳室、健康相談、検診、休憩室、間仕切りパーテーション、それから、冷暖房設備、物資受け入れ仕分け室、避難所運営室、太陽光発電設備、蓄電池システム、自家発電装置、貯水槽、備蓄倉庫、衛星通信電話等の設備機器が必要でないかと考えますが、整備されている施設はあるのかお聞きをいたしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 本町の原子力災害住民避難計画における避難所におきましては、主に小中学校の体育館を指定しているところであります。ご指摘いただきました設備を全て整えている施設はございません。なお、最低限必要な設備として挙げていただきました七つの設備につきましては、避難所の設備として大変重要と考えますが、すぐに設置するのは財政的にも困難でありますので、まずは、更衣ロッカー、授乳室、健康相談や検診ができるスペースの確保のため、パーテーション等の整備を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○2番（篠塚信太郎君） 避難先の13施設のうち、私が現地、または配置図等で調査しました12施設で7項目の設備機器が備わっているのは、中央公民館、若竹センター、5項目備わっているのは、蒲生野中学校体育館、梅田振興センターの2施設で、残りの8施設は4項目以下でありました。学校設備を兼用すれば、もう少し備わることになりますが、避難所設備として、先ほど申し上げました最低限1から7番までは、今後充実するということではありますが、どのような計画があるのか、再度お聞きをいたしておきます。

○議長（野口久之君） 伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） ただいまの件でございますが、まだ、具体的な計画というものは持っておりません。現在、国のほうにおきまして、緊急防災減災事業というものが設けられておりまして、それに起債が充てられるというふうなことになっておりまして、避難所の設備品につきましても、対応可能ということでございますので、今後、検討してまいりたいと、このように考えております。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○2番（篠塚信太郎君） 先ほど申し上げました17項目以外に、避難所設備として必要な設備等がないかお聞きをいたしておきます。

○議長（野口久之君） 伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） 早速に、今ないかといわれますと、ちょっと苦しいところでございまして、十分な検討をしてからお答えをさせていただきたいと思います。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○2番（篠塚信太郎君） この17項目以外に必要なものは、高齢者が介護が必要な重症患者などの要支援室ということであると思いますし、まだほかにもあると思いますが、この1項目は加えていただきたいなというふうに思っております。なぜこのような避難所設備機器の充実について申し上げるかと言いますと、東日本大震災後に一命を取りとめられて、避難所には到達されたんですが、体調悪化なので亡くなられたいわゆる震災関連死の原因調査結果が、復興庁から発表されました。それによりますと、今年3月末までに関連死と認定された人は1,632人で、避難所での肉体精神的疲労による死因の過半数51%を占めているという状況であります。

避難所生活の過酷さが改めて浮き彫りになってきております。そして、関連死の95%を占める高齢者や持病を抱える重症患者などの要支援者の対応強化が必要であります。再度、高齢者や要支援者に配慮した避難所設備等の充実をすべきでないか、お聞きをいたしておきます。

○議長（野口久之君） 伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） 議員ご指摘のとおりだというふうに認識しております。今後、そうしたことを配慮をして、避難所設備の充実に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○2番（篠塚信太郎君） 次に、東日本大震災の避難所運営等を参考に、運営マニュアルの作成と運営研修会等の開催を行われる考えはないかお聞きをします。

東日本大震災では多くの自治体が避難所運営とか、被災者支援業務などに職員を派遣し、その実務を習得されておりますが、本町におきましては、派遣要請がなかったのか、職員層に余裕がないのか、なぜかわかりませんが派遣をされておられません。しかし、原発災害が発生した場合、避難所運営は大混乱が予測されますことから、東日本大震災の避難所運営を参考に運営マニュアルを作成し、研修会等を開催される考えはないか、お聞きをいたしておき

ます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 避難所の運営マニュアルの作成と研修会についてでございますが、現在、地域防災計画の中に、避難所の開設等について、一定の事項を定めているところでありますが、今回、実施します地域防災計画の見直しと合わせ、マニュアルについても作成してまいりたいと考えているところであります。

なお、運営研修会につきましても、大変有効であると考えておりますので、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○2番（篠塚信太郎君） 京都市では、東日本大震災などの教訓を踏まえまして、災害時の避難所円滑に運営するためのマニュアルを策定する計画が進められております。避難所で亡くなる二次災害をなくすためには、高齢者や障害者へ配慮した運営マニュアルの策定と研修会の開催が必要不可欠と考えますが、再度お聞きをいたしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） ふだんでもそういう支援が必要な人のことですから、もちろんマニュアル作成時には、それを配慮することは大事だと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○2番（篠塚信太郎君） 2点目は、大倉ヒヨ谷埋立地の防災対策等について、お聞きをいたします。

大倉ヒヨ谷埋立地は跡地活用として、大規模太陽光発電所設置計画が進められていますが、この事業につきましても、再生可能エネルギーの推進という面で、大いに評価をしているところでありますが、埋立地全面に太陽光パネルが敷き詰められますと、降雨時には、一気にヒヨ谷川が増水し、下流の民家と店舗に浸水や土砂災害が発生する恐れがあります。下流域の住民の方は大変な不安を感じられております。午前中の小田議員の質問もございましたが、再度、下流域の排水管などを改修する防災対策についてお聞きをいたしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 太陽光パネル設置範囲を含む林地開発区域の治水計画に当たっては、最大の流出係数である密集市街地の係数を用いまして、30年確立の降雨強度により、由良川合流部までの計画を立てており、太陽光パネルを設置した場合でも安全な治水が保たれる

計画となっております。

なお、林地開発区域下流の暗渠部分については、老朽化した構造物であり、改修を検討しており、合わせましてダンプの転回場として仮設したコルゲート管につきましても撤去をしてまいります。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○2番（篠塚信太郎君） 下流域の二箇所排水管とカルバートを改修されるということについては、何ら意義はございませんし、防災対策をやっていただくということで喜んでおりますが、この大倉ヒヨ谷埋立地の下流域の安全対策につきましては、平成23年第4回定例会の一般質問で1,550ミリの流末配水管を防災対策として、改修する考えはないかということで、お聞きをしましたところ、町長は、地表面の排水処理と流水による侵食防止として、張りブロック等の対策を講じており、それ以上のことは考えていないとこのように答弁をされましたが、あれから9カ月しか経過していないわけでありまして、先ほど答弁ありましたように、太陽光パネルを設置しても水量が増えると流量が増えるということはないということですので、当時から改修すべきものではなかったのかなというふうに思うわけですが、この私が平成23年第4回定例会で一般質問をしました以降、改修の方向に方針を変えられたことに至った経過について、詳細に説明願いたいと思います。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 林地開発区域外のボックスカルバート並びに仮設によりますコルゲート管につきましては、地元の説明時から跡地の利用計画と合わせて、下流域については、仮設でつけたコルゲートパイプについては、当然のことながら撤去してまいりますと、あと、ボックスにつきましては、林地開発区域の利用の形態によって、流下能力等を検討しますということを大倉のヒヨ谷の利用計画の策定委員会でも以前から申し上げておったところでございます。下流域のコルゲート管については、一部、今の下流に盛り土をしている部分については、一部土砂を撤去してまいります。あそこを通過してダンプでの搬出入はなくなるということで、あそこの転回場については、撤去してまいりたいというふうに考えております。ボックスについても、現在、太陽光のパネルの設置と合わせて改修するように検討のほうをしておるところでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○2番（篠塚信太郎君） 私が聞いていることと全然違う答弁ではないかなと思うんです。こ

の平成23年第4回定例会というのは昨年の12月の話でありまして、それ以前にそういう改修計画があるのなら、ここで改修すると言われたらどうなんですか。そんなこと、何も言わなくて、改修する計画はないと、これ以上のことは考えていないという町長の答弁と相反するわけでありまして、もう一度詳しく答弁求めます。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 12月議会におきましても、慎重に土地の利活用を検討し、二次造成も含めて土地の利活用に合わせて検討してまいりたいという、全般的に答弁をしておられるというふうに認識しております。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○2番（篠塚信太郎君） 今の課長の答弁は、1回議事録を確認してください。これは。こないいいかげんな答弁をされたのでは、次への質問ができません。はっきり言って。何でこれを変更されたかというのは、私も、これは推測であります、下流域の住民からの要望ありまして、現在の排水管ではボトルオーバーするということで、排水できないとボトルネックするということで、排水できないという指摘を受けて、改修を決断されたのではないですか。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 12月の議会では、林地開発区域内の流末処理の対策ということで、多分質問していただいていたかと思えます。午前中の小田議員からの質問にもお答えしましたように、河川の断面を決める上で、流出係数なり流量のほうを算定しまして、断面のほうを検討しております。今、おっしゃられましたように下流の住民の方、また、大倉全体の方からも、できるだけ不安を解消するよということ、コルゲート管については、当初から撤去する方向で話をしておりましたが、ボックスカルバートについても老朽化が進んでいるのと、ボックスの勾配があるんですが、その勾配を確認しましたところ、完全に十分ではないと、ボックスの底板のコンクリートの部分が損傷している箇所もありましたので、検討させていただいて改修するということにしております。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○2番（篠塚信太郎君） もう一回、会議録を見て答弁してください。こないいいかげんなはっきりわからないことを、私は、会議録を見て、これ質問しているんですからね。それを見て、しっかりと答弁してもらわないと、私がうそを言っていることになりますのでね、これは。はっきりと流末排水管の防災対策ということを私は言っているんでありますから、こんな埋立地の区域内のことをこんなこと判断できるはずないですよ。これ、1,550ミリ

とはっきり言っているんです。そんなものどこにあるんですか、1, 550ミリの配水管が埋立地の中に。言ってください。どこにありますか。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） ちょっと僕も議事録のほう確認しておりませんが、1, 550ミリの排水管ではなくて、湧水処理に使っているコルゲート管は上流部から管で埋設しております。あと、今、1, 550ミリのコルゲート管ということですが、それは、ずっと以前から地元にも説明していますとおり、仮設で設置したものであり、ダンプの転回場の必要がなくなったら、時期を見て撤去するというのを伝えております。議事録のほうは、また、確認させていただいて、ご返答させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○2番（篠塚信太郎君） 一般質問の答弁は、町執行部の公式見解でありますので、これを修正する場合は、一定のやはり、町内部の決定が必要ではないかというふうに考えますし、そのことも、やはり我々にも伝えていただかなければ、これは、何のために一般質問しているのかということになりますし、答弁にしましても、見ていない議事録を、あたかもそのようにあったかというようなことではなく、やはり、真摯に誠実な答弁をされるように要望しまして、次の質問に移ります。

そこで、この配水管の改修は、どのような工法でいつ施工されるのか、お聞きをいたしておきます。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 現在、検討しておりまして、町道の下ボックスの部分については、同じボックスカルバートの設置を検討しております。

また、コルゲート管で、ダンプの転回場として使用している部分については開渠で、のりの部分についてはコンクリートブロック積みのほうで計画のほうをしまいたいというふうに考えております。

時期につきましては、現在、設計のほうを行っておりますので、早い時期に工事のほうを行っていきいたいというふうに考えております。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○2番（篠塚信太郎君） 太陽光発電設置工事が始まりますまでに、やはり、この下流域の住民の皆様方の安心安全を図るためにも、解消すべきでないか要望をいたしておきます。

次に、埋め立てた土砂が軟弱な箇所もありますことから、ボーリング調査を行い土質調査

の結果を公表すべきでないかということについてお聞きをいたします。現在、地表面は整地されまして、堅固な埋立地に見えますが、私も埋め立て途中に現地視察し、ヘドロ状態の土砂が埋め立てられているのを確認しています。

また、当初は土砂以外の廃棄物も埋め立てられたというように聞いております。したがいまして、堅牢な地盤であるとは言えません。下流域の住民の方は、局地的豪雨による地すべりや土砂崩れの災害を大変心配をされております。

また、このような埋立地にメガソーラーの太陽光発電設備が設置されたケースというのは、全国でも例がないようであります。設置事業者にも太陽光発電装置を設置しても大丈夫であると証明するためにも、ボーリング調査を行い、地盤の土質について公表すべきでないか考えますが、ボーリング調査を実施する考えはないかお聞きをいたしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 太陽光パネルの設置に際しまして、事業予定者により地盤の支持力を確認する計画であり、本町がボーリング調査等を行う予定はありません。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○2番（篠塚信太郎君） 次に、河川の流水は、暗渠排水で処理されていますが、太陽光パネルが設置されますと、暗渠排水の修繕が困難になります。事業実施前に恒久的な整備を行うべきでないかお聞きをいたしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 暗渠排水管は、河川付替え前には、仮排水及び湧水処理として機能してまいりました。河川付替えが完了した現在では、湧水処理としてのみ機能しており、恒久的な構造物である高密度ポリエチレン管により整備しており、再整備の必要はないと考えております。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○2番（篠塚信太郎君） この暗渠排水管が目詰まりした場合、この地下水は埋立地の中を流れることとなりますが、その場合、埋立地の地盤は軟弱となると考えられますが、本当に大丈夫と言えるのか、お聞きをいたしておきます。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 暗渠排水の管につきましては、暗渠排水を直接設置した国土交通省からも図面を取り寄せまして、確認をいたしております。構造基準に適合した設置がされているというふうに認識いたしております。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○2番（篠塚信太郎君） この暗渠排水管の材質は何なのかということと、これの耐用年数、これは何年あるのか、この暗渠排水が設置されてから現在まで、何年経過しているのかということで、今後、太陽光発電事業が終了する約30年後、平成54年まで本当に機能するのか、お聞きをいたしておきます。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 先ほどもありましたように、高密度のポリエチレン管でございまして、表面は繊維の入ったポリエチレン、また、この製品はポリエチレンとポリエチレンとの間に特殊な被覆の合板のほうを盛った材質の製品を使用されております。この部分につきましては、国土交通省に出されております承認申請書等で確認をいたしております。

目詰まりにつきましてですが、目詰まりが全く起こらないかということ、構造基準に適合しても目詰まりは起こり得ることはございます。ただ、土圧によって、水分を沈下させておまして、その場合は、新たな水路等ができるということにもなりますし、ポリエチレン管の周りを砕石で保護しております。その保護している部分につきましても、地下水の排水として機能していくものというふうに考えております。

耐用年数につきましては、製品によってまちまちですが、50年もしくは半永久的ということになっております。

設置の年月日なんですが、一番最初上流域のほうで暗渠排水が設置されてから、その埋め立ての時期時期によりまして、整備がされております。最終的な部分につきましては、平成20年に整備がされておまして、当初の時期につきましては、現在、手元に資料がございませんので、また後ほど報告させていただきたいというふうに思っております。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○2番（篠塚信太郎君） このポリエチレン管の耐用年数50年ということでありましたが、半永久的っていつまでもつのか、それもはっきりしてもらいたいんですが、50年ということになりますと、既にもう20年暮れていきますと、あと30年来ますと、耐用年数が来るわけでありまして、やはり、これは何らかの対策をするべきであるというふうに考えますが、再度お聞きをいたしておきます。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 町長からの答弁にもございましたように、暗渠排水の管は、湧水処理の機能も備えておりますが、河川のつけかえの仮排水を目的としたものでございまして、現在は大倉谷川については、整備のほうを終えております。水につきましては、既存

の河川より低い部分に河川の付替えを行っておりますので、随時、低いほうへ流れていくということもございますので、湧水処理としての永久的に持たす必要があるかという点については、疑問が残るところでございます。河川の付替えを終えた時点で、ほぼこの仮排水については、もうその機能は果たす役割は済んでいるというふうには認識いたしております。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○2番（篠塚信太郎君） 大倉ヒヨ谷の埋立地の安全対策について、3点お聞きをいたしました。下流域のこの排水管の安全対策を除きまして、実施しないという答弁でございますが、これでは、下流域住民の皆様方の不安は解消をされません。地方公共団体の役割は、地方自治法第1条の2で住民の福祉の増進を図ると、こういうように規定をされておまして、また、町長のまちづくり構想であります「安心・活力・愛のあるまちづくり」に相反する対応でございます。住民の福祉の増進を図る地方自治法の規定と町長のまちづくり構想からも大倉ヒヨ谷埋立地下流住民の安全対策を僭越に実行される考えはないか、再度お聞きをいたしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 私が、町長就任したときはもっとひどい状態であったのでなかったかな、目視としての話ですけれど、思っておりました。埋め立てる当たっては、法令を遵守して、工事が進められて造成されたということだという認識にまっております。そうした中で、一部まだ成形をするというような計画はあるようですが、太陽光パネルを設置したからと言って、何も状況は変わったという認識でおりません。

そうしたことから、実施しないという話に、そういう答弁をしております。密集市街地の係数を用いているということになりますと、多分、コンクリートとか、あるいはアスファルトで張りつめたそういう市街地の係数を用いているということでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○2番（篠塚信太郎君） 3点目は、町道府河川の草刈り等について、お聞きをいたします。町府管理施設の維持管理につきましては、当然管理者が責任を持って管理すべきところですが、各区へのわずかな謝金と作業委託料で草刈り等実施がされております。高齢者世帯や女性単身世帯などの多くは、出役をシルバー人材センターに依頼されるケースが多く、大きな負担となってきております。町長のまちづくり構想である愛のあるまちづくりを実現するためにも早急に実施方法等について検討し、改善すべきでないかお聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 町が管理します道路、あるいは河川、また京都府が管理する河川の草刈りにつきましては、以前から地域住民の皆様方にお世話になっておりまして、大変感謝いたしているところでございます。限られました財源から全ての施設の除草作業を行うことは困難であります。また、私が進めます協働のまちづくりの観点からも皆さんの道や川としてこれまでと同じく地域の皆さんにより、無理のない範囲で除草作業をお世話になりたいと考えております。

なお、府管理河川につきましては、川幅や除草面積が極端に大きいところもあることから、除草作業について、現在京都府と協議を行っているところでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○2番（篠塚信太郎君） 各区の府河川の草刈り作業の出役状況につきましては、五つの行政区の調査をいたしましたところ、高齢者障害者世帯等の出役免除規定があるのは、1行政区のみでありました。そして、出役の不参金を徴収しているのは2行政区で4,000円と5,000円であります。そして、シルバー人材センター等の代理出席が可能というのが1行政区でありました。

また、既に2年前からこの府河川の草刈り作業はもう実施していないという区は1行政区ありました。この委託事業を実施することによりまして、河川環境整備委託金等が区運営の大きな財源になっていることもありまして、この不参金が徴収されているようでございますが、このような各区の実態をよく承知の上で、今後も継続し実施されようとしているのか、お聞きをいたしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 一度区長さんと十分話する必要があるかと思えます。先ほど申しましたとおり、やっぱり、今までそういうことを続けてきてもらったのに、協議をするとしても、役場側の意向でそういうことをやめるということについては、かなり抵抗が私の心の中でありました。私は、このことだけではなしに申しております。無理のないようにということ、常々思っているし、言葉にも出して言わせてもらっております。そうしたことで、いま少し、昔から出役あったわけで、本当によく聞きます。若い者がそうだから住まないんだとか、いろんな話を聞きますけれど、やっぱりこの時期、いま一度助け合い支え合うというのか、共同作業に出て、そして作業も大事だけれど、そういう中でいろんな話をするとかということが一つなくなるということについて、一抹の不安というのか、さみしさというのか、

そういうものを感じます。無理のないようにぜひ、このことは続けていきたいというのは私の本意であります。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○2番（篠塚信太郎君） 出役できない世帯は、不参金を支払わなければならないということで、大きな住民の負担を強いておりますので、町道の草刈り作業は別にしまして、府河川の草刈り作業の委託につきましては、廃止の方向で京都府と協議される考えはないか、再度、お聞きをいたしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 私は、廃止する考えはないんですが、ちょっと担当課からどういう話があるか、詳細があれば答弁させます。

以上です。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 先ほど、町長からも答弁がありましたように、府河川につきましては、川幅も広いということもありまして、面積延長等もありますので、そういう大きいところについては、今後どうしていくかということ、協議を始めたところでございます。まだ具体的なことまでは考えておりません。先ほど、町長おっしゃられましたように、これを廃止ということは、現在のところ、そういう方向性を持って協議をすることは考えておりません。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○2番（篠塚信太郎君） 第4点目は、町ホームページ問い合わせコーナー開設について、お聞きをいたします。

町ホームページお問い合わせコーナーは、各課、各支所、委員会に設置されていますが、町長に直接意見を言ったり、要望するコーナーがありません。町長へ、要望等があった場合、どのような形で伝えられているのか、また、町民の意見や要望を広く聞くためにも町長に直接届くコーナーを増設すべきでないかお聞きをいたしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） お問い合わせのメールの設置は各課、各支所、各委員会のほか、ホームページのトップページ右上に共通のお問い合わせメールを設置しております。町長へのご意見・ご要望などがお問い合わせメールで届いた場合は、担当課で内容を検討した上で、報

告を受け、確認、指示を行い、回答しているところであります。

提案のとおり、町長に直接届くメールコーナーを増設することは意見や要望を広く聞くことにつながると考えますが、現状の体制であっても町民皆様からのさまざまな意見、提言を受け付けることができると考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○2番（篠塚信太郎君） そうしたら、町長への意見や要望は年間何件ぐらいありますか。

○議長（野口久之君） 山森企画政策課長。

○企画政策課長（山森英二君） 平成23年度分で申し上げますと、総数のメール件数が162件でございます。うち、直接代表者メールとして届いたものが86件、それから、それぞれの課に届きましたのが76件という内訳になっております。

町長に直接関係するものにつきましては、48件ということになっております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○2番（篠塚信太郎君） 住民の皆様方からしたら、この職員の皆さんに目に触れられたくないような内容もあるかもしれませんし、町長へ直接届くコーナーを設置すれば、例えば48件ということでありましたが、もっと意見や要望が増えるのではないかというふうに考えられますので、町長へ直接届くコーナーを設置する考えはないか、再度お聞きをいたしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 現在では、考えておりません。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○2番（篠塚信太郎君） この現在のホームページは、お問い合わせの表示でありまして、お問い合わせとは、わからないことを聞くという意味ではないかと思いますが、この表示では、町民のご意見やご要望を広く聞くことはできないというふうに思いますし、このお問い合わせというのをご意見・ご要望等に表示を変更するべきではないかお聞きをいたしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） そういうほうがよいかなというふうにも思いますので、また検討します。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○2番（篠塚信太郎君） 5点目は、教育集会所の利用状況等、今後の利活用等について、お聞きをいたします。教育集会所の平成23年度の利用状況はどうであったのか、お聞きをいたしておきます。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 教育集会所の平成23年度の利用状況でございますけれども、町立教育集会所は、建物が2施設と広場公園1施設を設置をしております。

建物のうち、下大久保文化教育センターふれあいの利用状況は年間108回、延べ1,132人の利用がございます。下大久保文化教育センターふれあいに隣接して設置しております瑞穂ふれあい広場公園につきましては、屋外施設となっております、専らゲートボールの練習施設として整備されておりますけれども、現在では、子どもたちの野外遊戯スペース、または地域行事等の際の臨時駐車場として利用されております。

もう一つの京丹波町和知教育センターにつきましては、現在、利用はされておられません。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○2番（篠塚信太郎君） 施設が2施設ということ、広場を入れて3施設ということではありますが、この条例以外に、和知に教育集会所があると思いますが、その利用状況についてお聞きをいたしておきます。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 現在、教育委員会で管理しております施設についてはございません。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○2番（篠塚信太郎君） そうしたら、安栖里教育集会所は教育委員会の管理ではないということですね。和知教育集会所につきましては、全く活用がないということでありまして、条例に定めます設置目的を果たしていないという施設ということになりますので、和知地区の教育集会所については、今後、林業大学生の寮、また介護障害者等福祉関係施設、地域の集会所等へ利活用される考えはないかお聞きをいたしておきます。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 京丹波町和知教育センターにつきましては、合併前の平成15年に地元での集会所としての活用について話し合いが持たれましたが、その時点では活用希望はございませんでした。以後、年数も経過しておりますので、今後、地元と協議をする中で活用について検討はしていきたいというふうに考えております。

また、先ほど、ちょっとご提案がありました林業大学校の寮とか、あるいは、福祉施設の再利用にするには、耐震診断等が必要となってきますので、現在のところそういった活用は考えておりません。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○2番（篠塚信太郎君） 今後、活用については検討するという答弁でございましたが、利用されなくなってから相当な年月も経過しておりまして、早急に結論を出す必要があると考えますし、教育委員会も行政がありますから、やはりスピードが大事であります。どのような方法で検討され、いつごろまでに結論を出されるのか明確な答弁をお願いします。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） かなり時間もたっておりますので、できるだけ地元の皆さんと早急に話をさせていただきまして、できるだけ早く結論が出せればと思っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○2番（篠塚信太郎君） 利活用につきましては、事前に通告をしているわけでありまして、一定の方向性と時期を示していただかないと、検討はされていないということにもなりますし、議会での一般質問にこのような答弁では質問しても意味がないということになりますから、再度、結論を出される年月についてお聞きをいたしておきます。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） やはり、地元の皆さんのご意向が非常に重要でございますので、区長さん初め地元の皆さんと慎重に話し合いをさせていただき、結論は出させていただきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○2番（篠塚信太郎君） 早急にやはり結論は出していただくということを要望しまして、私の一般質問を終わります。

○議長（野口久之君） これで篠塚信太郎君の一般質問を終わります。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

よって、本日は、これをもって散会いたします。

次の本会議は、明日21日に再開しますので、定刻までにご参集ください。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 3時35分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 野口久之

〃 署名議員 北尾潤

〃 署名議員 森田幸子